

第3期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

洞爺湖町

「こども」の表記について

本計画では、「こども」表記の推奨について（依頼）（令和4年9月15日付 内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室）に準じて、表記しています。

（1）特別な場合を除き、平仮名標記の「こども」を用いる。

（2）特別な場合とは、例えば以下の場合をいう。

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」（令和4年6月7日閣議決定））

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと期間	2
3 計画の策定体制	3
4 こども・子育てをめぐる国の動き	4
第2章 洞爺湖町のこども・子育てに関する現状	5
1 洞爺湖町の現状	5
2 将来人口推計	13
3 関連計画の施策状況	14
4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績	19
5 ニーズ調査結果の概要	24
第3章 計画の基本的な考え方	40
1 基本理念	40
2 基本的な視点	40
3 施策の体系図	41
第4章 施策の展開	42
1 こどもの権利が尊重される環境の充実	42
2 安心してこどもを産み育てられる環境の充実	44
3 こどもと若者の成長と自立を支える環境の充実	50
4 地域でこどもと家庭を支える環境の充実	56
5 配慮を要するこどもと家庭を支える環境の充実（子どもの貧困対策計画）	61
第5章 量の見込み及び確保方策	70
1 教育・保育の量の見込み及び確保方策	70
2 教育・保育の一体的提供の推進	73
3 地域子ども・子育て支援事業の充実	74
第6章 計画の推進体制	82
1 計画の推進に向けた役割	82
2 関係機関との連携	82
3 計画の達成状況の点検・評価・見直し	82
資料編	83
1 洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱	83
2 洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿	85
3 会議の策定経過	86

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担うこどもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成 24 年に子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

その後、国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行されました。また、令和 5 年 12 月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和 6 年 6 月に成立しました。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和 7 年度に創設され、さらに児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和 8 年度に創設されることになりました。

このような背景の中、本町においては、平成 27 年 3 月に 5 年間を計画期間とした「子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年 3 月に「第 2 期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭の皆さんが安心して暮らせるように様々な子育て施策に取り組んできました。

このたび、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年を計画期間としていた第 2 期計画が終わりを迎えることから、計画策定の前年度である令和 6 年度にニーズ調査を実施し、今後の地域における子育て支援等に必要なニーズの把握、分析等を行うとともに、こどもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行い「第 3 期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

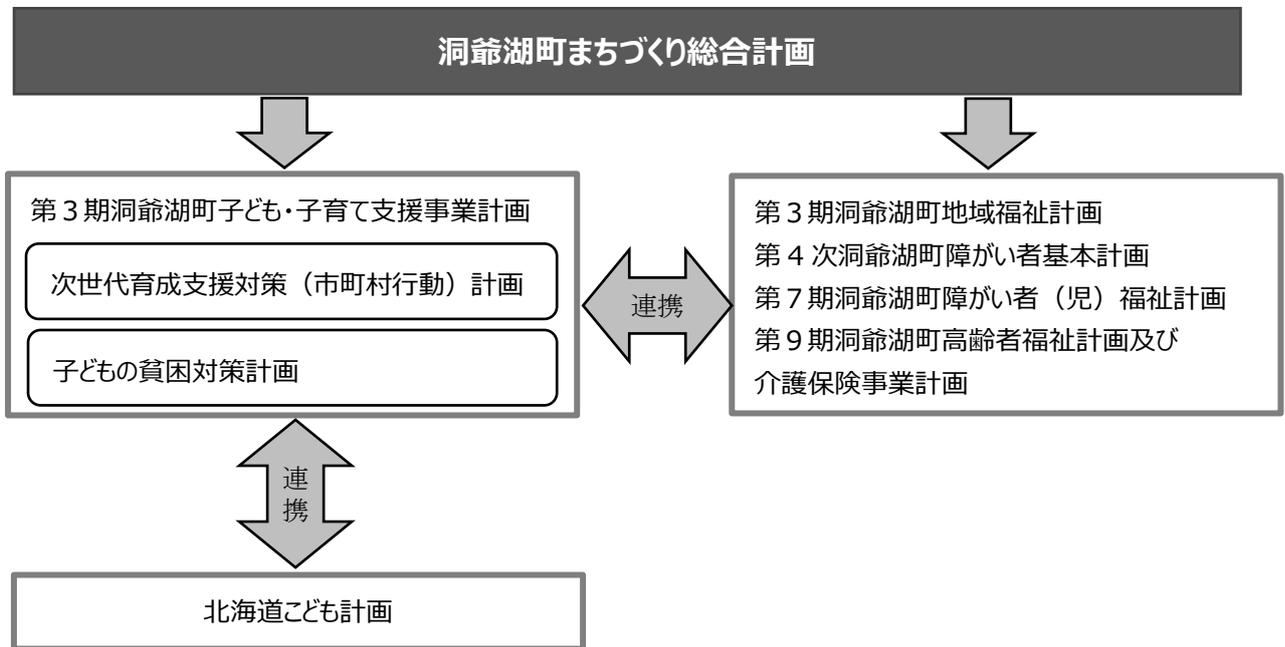
2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 4 条の規定する「こどもの貧困対策計画」を含めた計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、北海道の「子ども・子育て支援事業計画」や、本町の上位計画である「洞爺湖町まちづくり総合計画」、及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」など、本町の各種関連計画との整合性を図っています。



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

ただし、国や北海道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画					第3期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画				
				計画 策定					計画 策定

3 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て委員会の実施

こども・子育て支援に関する幅広い協議を行なうために、「学識経験者」、「こども・子育て支援事業に従事する者」、「教育関係者」、「こどもの保護者」、「関係行政機関の職員」などから構成される「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を開催し、計画内容の検討を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・小学校児童・中学校生徒・15～18歳のお子さんをお持ちの保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本町では、町政に関する基本的な事項を定める計画等の素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和7年2月3日から令和7年2月28日にかけて意見の募集を実施し、計画へ反映しました。

4 こども・子育てをめぐる国の動き

近年のこども・子育てをめぐる動きについて、以下のとおり整理しています。

	法律・制度等	内容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法関連 3 法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定、こどもの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困に関する大綱（第2次）改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年 (2020 年)	少子化社会対策大綱（第4次）改定	・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和 3 年 (2021 年)	子供・若者育成支援推進大綱（第3次）改定	・全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和 4 年 (2022 年)	こども基本法成立 (令和 5 年 4 月 1 日施行)	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
令和 5 年 (2023 年)	こども大綱の閣議決定 (令和 5 年 12 月 22 日)	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の 3 大綱を一元化
令和 6 年 (2024 年)	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和 17 年（2035 年）3 月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正 (令和 6 年 6 月 5 日)	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育ての推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

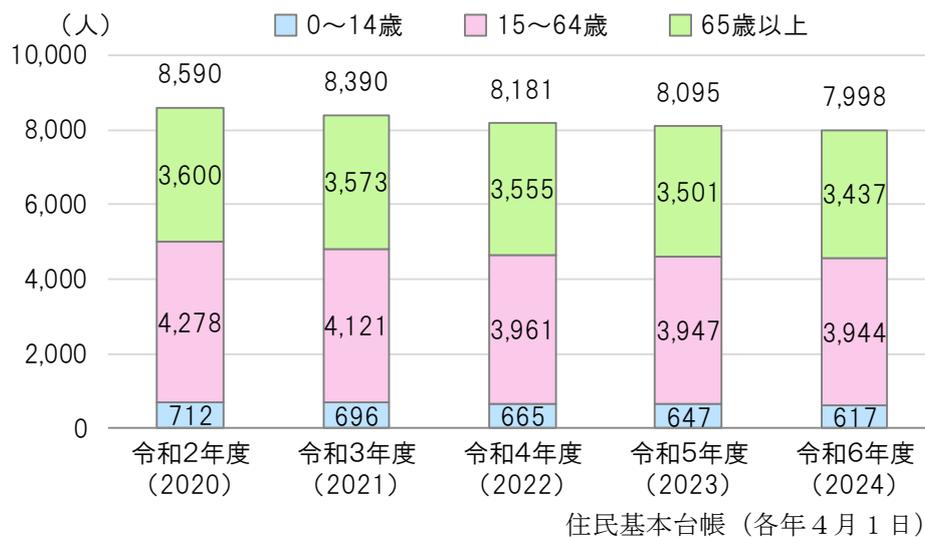
第2章 洞爺湖町のこども・子育てに関する現状

1 洞爺湖町の現状

(1) 人口の推移

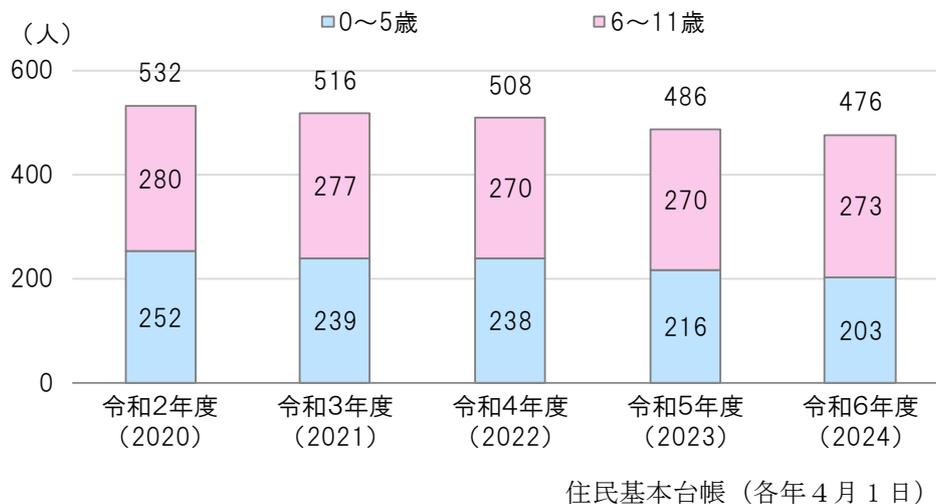
総人口は、令和2年度の8,590人から令和6年度には7,998人と減少傾向で推移しています。

年齢3区分別の人口推移



小学生以下の児童人口に関しては、小学生は令和2年度の280人から令和6年度の273人と年ごとの増減はあるもののほぼ横ばいで推移しており、就学前は令和2年度の252人から令和6年度の203人と減少しています。

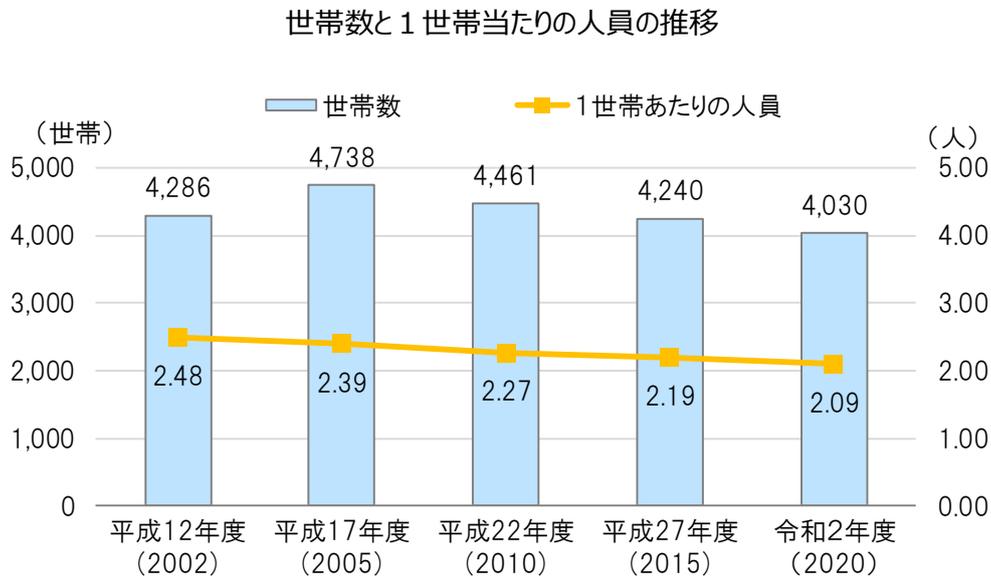
小学生以下の児童の人口推移



(2) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成12年度の4,286世帯から令和2年度の4,030世帯まで年ごとの増減はあるものの減少しています。

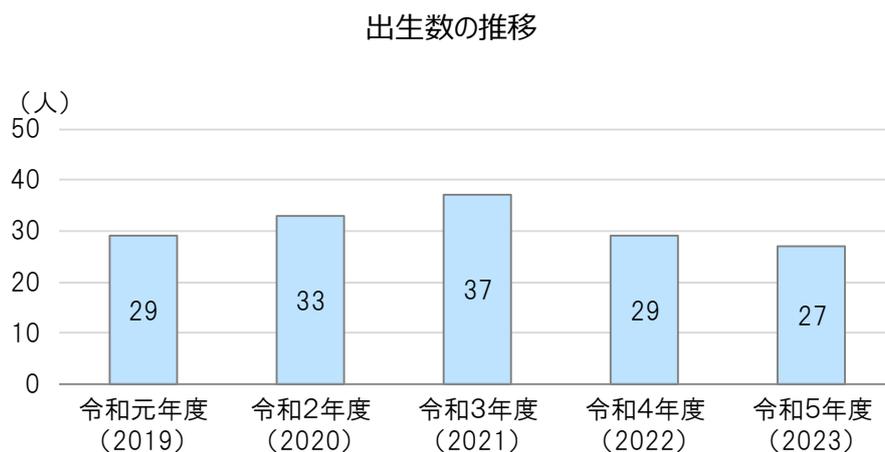
また、1世帯当たり的人员は、平成12年度の2.48人から令和2年度は2.09人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



国勢調査

(3) 出生数の推移

出生数は、令和3年度以降、減少傾向で推移しています。



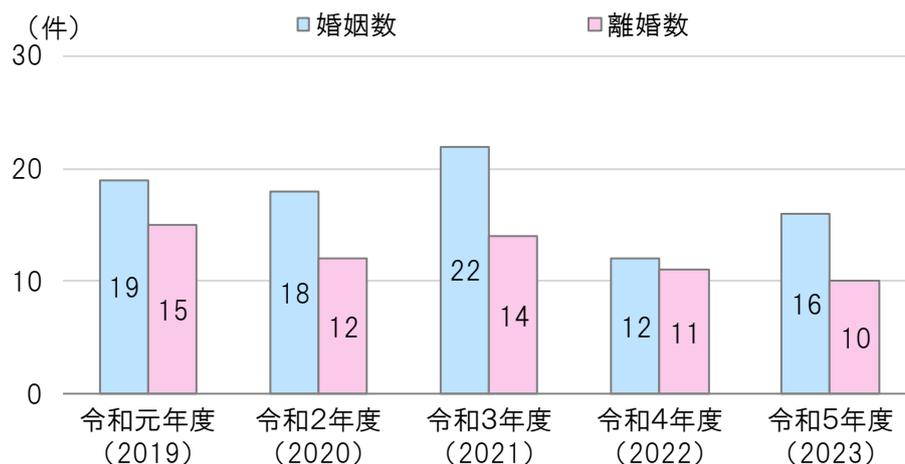
人口動態統計

(4) 婚姻数と離婚数

婚姻数については、令和3年度が22件と最も多く、令和4年度が12件と最も少なくなっています。

また、離婚数については、令和元年度が15件と最も多く、令和5年度が10件と最も少なくなっています。

婚姻数と離婚数の推移

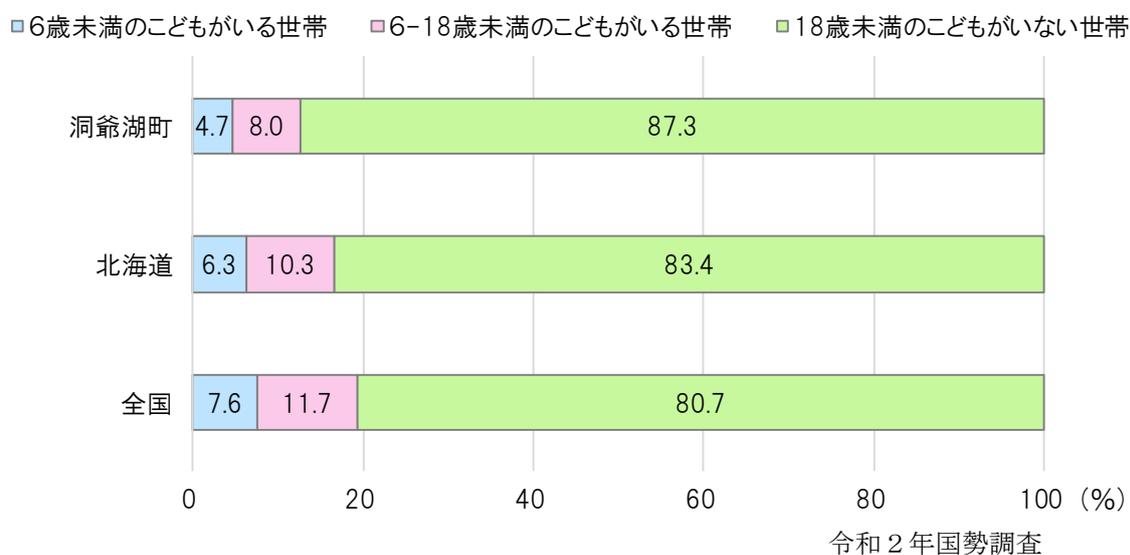


北海道保健統計

(5) こどものいる世帯の状況

こどものいる世帯の状況は、「6歳未満のこどもがいる世帯」、「6～18歳未満のこどもがいる世帯」とともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。

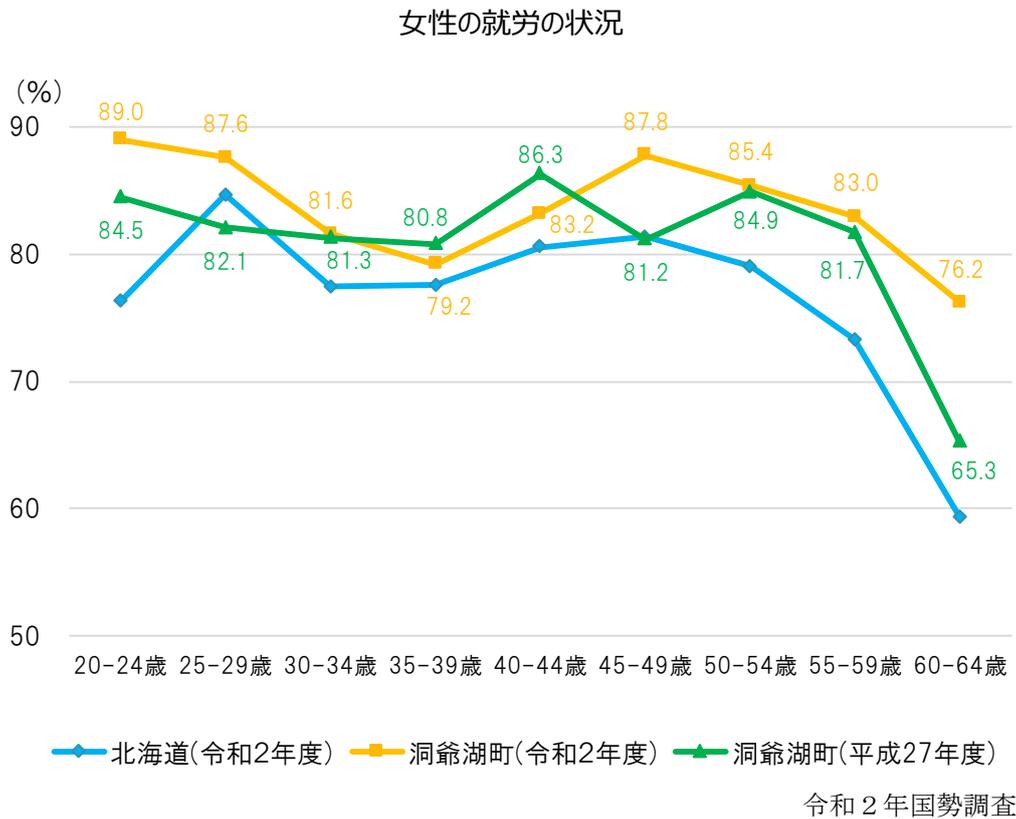
こどものいる世帯の状況



(6) 女性の就労の状況

令和2年度の女性の就労状況は、北海道と比較すると、全ての年代で就業率が高くなっています。

また、平成27年度と比較すると、35～39歳・40～44歳以外の全ての年代で令和2年度の実業率が高くなっています。

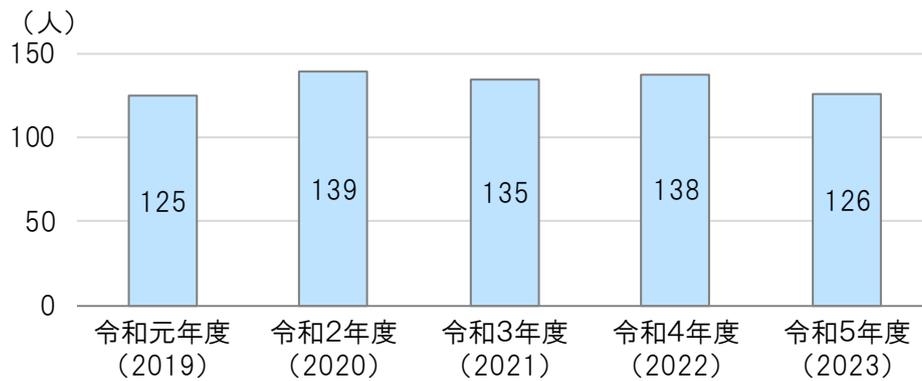


(7) 保育所利用者の状況

保育所利用者の合計は、令和元年度の 125 人から令和 4 年度の 138 人まで増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ令和 5 年度には 126 人となっています。

令和 5 年度の定員に対する利用者を見ると、全ての施設で定員を下回っています。

保育所利用者の推移



施設名	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 定員数
本町保育所	28	30	37	39	31	60
入江保育所	37	42	44	41	39	90
桜ヶ丘保育所	31	31	22	24	22	60
洞爺保育所	29	36	32	34	34	35
合 計	125	139	135	138	126	245

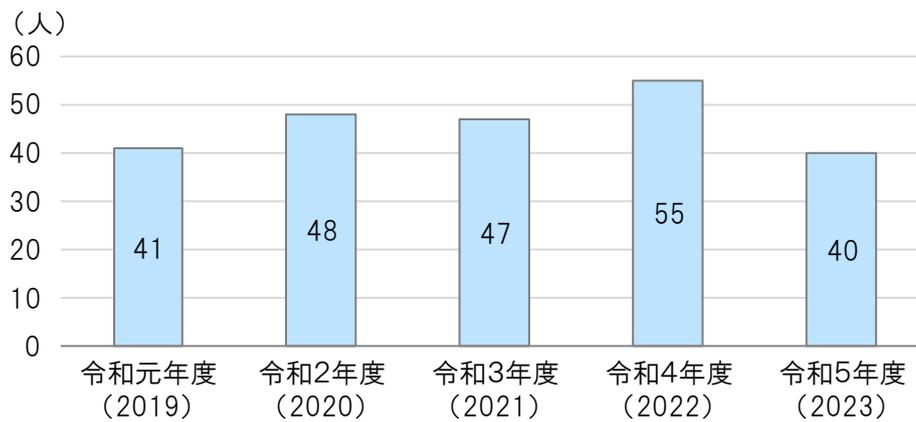
洞爺湖町資料 (各年 5 月 1 日)

(8) 幼稚園利用者の状況

幼稚園利用者の合計は、令和元年度の 41 人から令和 4 年度の 55 人まで増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ令和 5 年度には 40 人となっています。

令和 5 年度の定員に対する利用者を見ると、定員を下回っています。

幼稚園利用者の推移



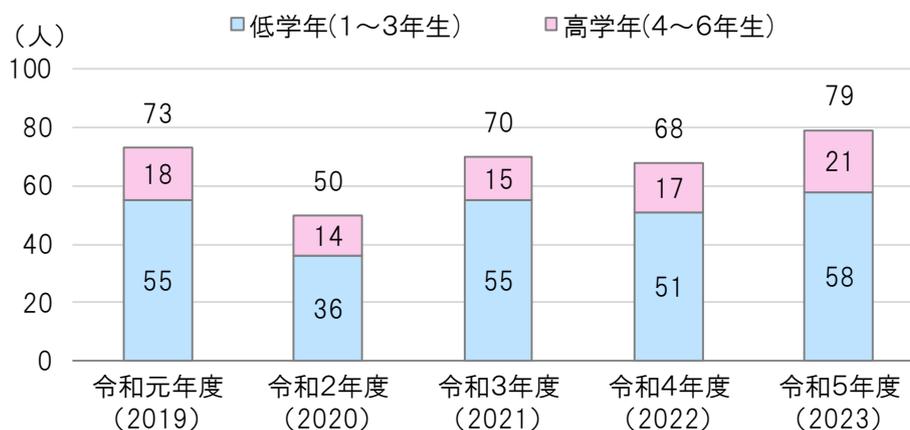
施設名	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 定員数
とうやこ幼稚園	41	48	47	55	40	80

洞爺湖町資料 (各年 5 月 1 日)

(9) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、令和2年度に50人と減少していますが、令和5年度には79人と増加傾向で推移しています。

放課後児童クラブ利用者の推移



低学年(1~3年生)

施設名	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
風っ子	36	20	23	20	24
洞爺湖クラブ	7	5	14	12	12
とや児童クラブ	12	11	18	19	22
合計	55	36	55	51	58

洞爺湖町資料(各年5月1日)

高学年(4~6年生)

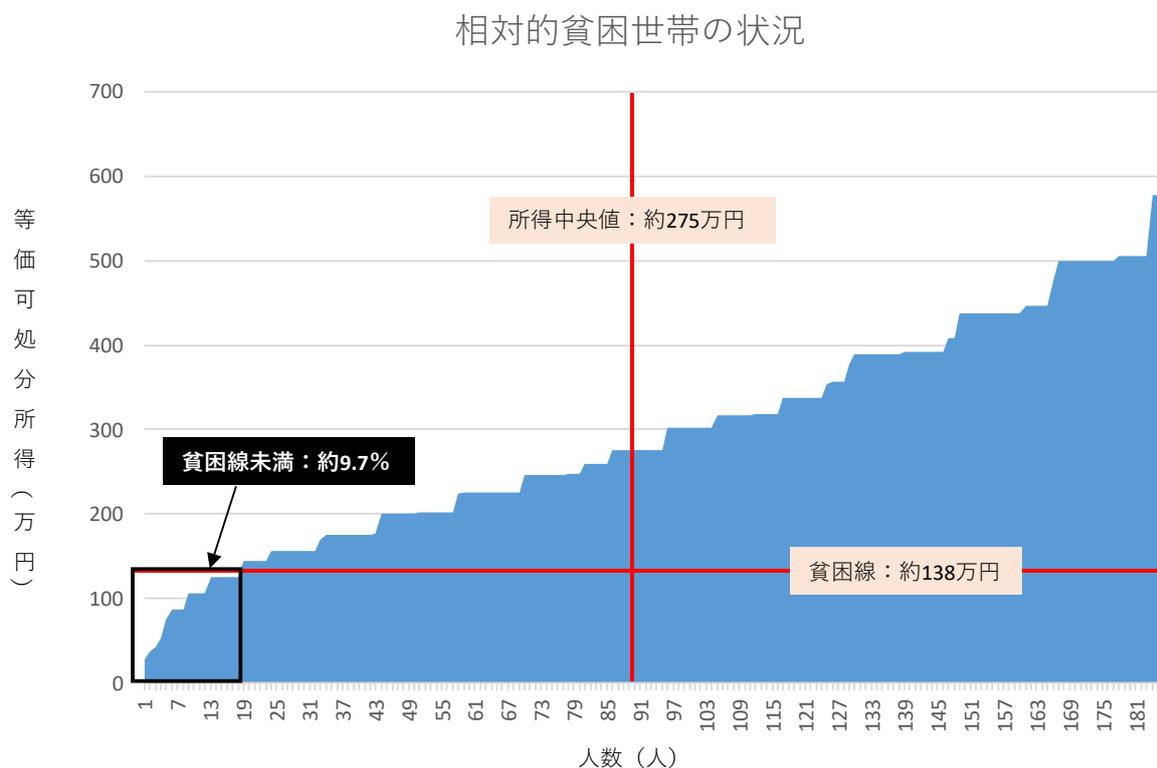
施設名	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
風っ子	3	2	4	2	1
洞爺湖クラブ	12	7	6	3	5
とや児童クラブ	3	5	5	12	15
合計	18	14	15	17	21

洞爺湖町資料(各年5月1日)

(10) 相対的貧困世帯について

ニーズ調査における設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とするための世帯収入を設定しました。算定につきましては、回答結果より①世帯の人員数と、②令和5年度の世帯収入合計金額を基に行っています。

算出の結果、相対的に「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数 186 件のうち 18 件となり、回答者全体に占める割合は約 9.7%となっています。なお、今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。



2 将来人口推計

本町の将来人口について、コーホート変化率法により、令和7年度から令和11年度までの人口を推計しました。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和11年度には総人口が6,861人、年少人口が513人になると見込まれています。

将来人口推計



	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
年少人口(0-14歳人口)	594	560	548	525	513
未就学児(0-5歳)	189	176	156	140	130
小学生(6-11歳)	267	268	260	260	235
中学生(12-14歳)	138	116	132	125	148
生産年齢人口(15-64歳)	3,587	3,479	3,356	3,267	3,172
老年人口(65歳以上)	3,364	3,362	3,335	3,258	3,176
総人口	7,545	7,401	7,239	7,050	6,861

コーホート変化率法による推計

3 関連計画の施策状況

(1) 第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画

第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画においては、基本理念「子どもが 親が 地域が 育つ 子育て応援の町 洞爺湖町」のもと、各施策を展開してきました。

事業の実施状況においては、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進でき、達成率に直すと100%以上」が21.2%、「B 当初のイメージ通りにはほぼ推進ができ、達成率に直すと80~100%未満」が63.5%、「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50~80%未満」が11.8%、「D 一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20~50%未満」が1.2%、「E 未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満」が2.4%となっており、AとBを合わせると、約8割の事業が計画どおり進んでいる状況です。

施策目標1 子どもの権利が大切にされる環境の充実

施策目標1では、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進でき、達成率に直すと100%以上」が11.8%、「B 当初のイメージ通りにはほぼ推進ができ、達成率に直すと80~100%未満」が64.7%、「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50~80%未満」が23.5%となっています。

こどもの権利を大切にするために、児童虐待等支援が必要な子ども及びその家庭に対して適切な支援ができるよう、子ども家庭総合支援拠点を設置しました。また、いじめの早期発見・早期解決、こどもの安全を確保する活動を推進する等、多くの事業が順調に実施できている状況です。

一方で、児童虐待の発生や交通安全に関する活動への参加者の減少等課題は依然として残っており、関係団体と連携しながら対策を進め、より一層、こどもの権利を大切にできる環境づくりが求められます。

施策目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

施策目標2では、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進でき、達成率に直すと100%以上」が27.6%、「B 当初のイメージ通りにはほぼ推進ができ、達成率に直すと80~100%未満」が58.6%、「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50~80%未満」が6.9%、「E 未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満」が6.9%となっています。

安心して子どもを産み育てられるよう、乳幼児や母親の健康を確保する取組を進めているほか、交通面に関しては、通学支援タクシーの利用実績が伸びている等、多くの事業が順調に実施できている状況です。

一方で、共働き世帯が増加していることから、子育て世帯が求める支援内容はさらに多様化していくことが想定され、町としても多様化するニーズに応えられるよう、支援内容を検討していくほか、SNS等を通じて、多くの町民に実施している支援の内容を届けることが必要となります。

施策目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

施策目標3では、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進でき、達成率に直すと100%以上」が31.3%、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80~100%未満」が43.8%、「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50~80%未満」が18.8%、「D 一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20~50%未満」が6.3%となっています。

こどもと若者の成長と自立を支えるために、保育サービス及び学校教育の充実のほか、スクールカウンセラーによる教職員向け研修会開催、AIドリルの活用や家庭内のWiFi環境整備等、保育・教育環境の充実を進めているほか、幼稚園と保育所の合同研修会や保育士等の研修を実施する等、多くの事業が順調に実施できている状況です。

今後は、人口減少から保育に関する人材が不足することが考えられますが、利用者のニーズを満たすことができるよう、人材の確保、限られた人員の中での体制づくりが求められます。

施策目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

施策目標4では、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進でき、達成率に直すと100%以上」が13.0%、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80~100%未満」が82.6%、「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50~80%未満」が4.3%となっています。

配慮を要するこどもと家庭を支えるために、各事業において支援金の給付や費用の助成負担等を行っており、多くの事業が順調に実施できている状況です。

一方で、特別支援学級の支援員・介護員の確保ができないため、特別支援教育で支援が必要な児童の対応が困難になっていることから、教育環境の整備に努めることが求められます。

第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画 施策状況

施策目標	基本施策	事業数	評価				
			A	B	C	D	E
1 子どもの権利が大切にされる環境の充実	(1) 児童虐待防止対策の充実	4		4			
	(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	7	1	5	1		
	(3) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	5	1	1	3		
	(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1		1			
	合計	17	2	11	4		
2 安心して子どもを 生み育てられる環境の充実	(1) 次世代の親の育成	1	1				
	(2) 子どもや母親の健康の確保	13	3	10			
	(3) 食育の推進	2		1			1
	(4) 思春期保健対策の充実	1		1			
	(5) 小児医療の充実	1		1			
	(6) 乳児医療の充実	1		1			
	(7) 良質な住宅の確保	1	1				
	(8) 良好な居住環境の整備	1	1				
	(9) 安全な道路交通環境の整備	2	1	1			
	(10) 安心して外出できる環境の整備	4	1	1	1		1
	(11) 安全・安心のまちづくりの推進	2		1	1		
合計	29	8	17	2		2	
3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	(1) 保育サービスの充実	4	1	1	1	1	
	(2) 子育て支援のネットワークづくり	1			1		
	(3) 児童の健全育成	1	1				
	(4) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育等の整備	5	2	2	1		
	(5) 幼児期の質の高い教育・保育の充実	5	1	4			
合計	16	5	7	3	1		
4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	(1) 母子家庭等の自立支援の推進	10	2	8			
	(2) 障がいなど発達の支援が必要な子どもとその家庭への支援	13	1	11	1		
	合計	23	3	19	1		
総合計		85	18	54	10	1	2

(2) 洞爺湖町子ども未来応援計画（子どもの貧困対策計画）

洞爺湖町子ども未来応援計画（子どもの貧困対策計画）に該当する事業の実施状況においては、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進でき、達成率に直すと 100%以上」が 12.9%、「B 当初のイメージ通りにはほぼ推進ができ、達成率に直すと 80~100%未満」が 71.0%、「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと 50~80%未満」が 9.7%、「D 一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと 20~50%未満」が 3.2%、「E 未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと 20%未満」が 3.2%となっており、AとBを合わせると、8割以上の事業が計画どおり進んでいる状況です。

施策目標 1 相談支援体制の取り組み

施策目標 1 では、「B 当初のイメージ通りにはほぼ推進ができ、達成率に直すと 80~100%未満」が 100%となっています。

相談支援体制の取り組みにあたり、子育て世帯の総合相談窓口として、「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」を設置しています。また、生活困窮に関する相談に応じ、必要な機関へ繋げるとともに、生活困窮者自立相談支援事業者と連携のもと必要な支援を実施しています。

施策目標 2 切れ目のない子育て支援の取り組み

施策目標 2 では、「B 当初のイメージ通りにはほぼ推進ができ、達成率に直すと 80~100%未満」が 50.0%、「E 未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと 20%未満」が 50.0%となっています。

切れ目のない子育て支援の取り組みの一つとして、地域食堂の支援により、こどもにとって、家庭でも学校でもない第3の居場所になるよう取り組みを進めています。

一方で、ファミリー・サポート・センター事業は実施が可能となるよう、実施体制確立に向けた体制づくりが求められます。

施策目標 3 教育支援の取り組み

施策目標 3 では、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進でき、達成率に直すと 100%以上」が 25.0%、「B 当初のイメージ通りにはほぼ推進ができ、達成率に直すと 80~100%未満」が 50.0%、「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと 50~80%未満」が 16.7%、「D 一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと 20~50%未満」が 8.3%、となっています。

教育支援の取り組みにあたり、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間一時的な預かりを各地区の常設保育所で実施しています。また、公設の無料学習塾「地域未来塾」の実施や生活困窮世帯のこどもの学習支援を生活困窮者自立支援制度に基づいた支援事業者と連携し、進めています。

施策目標 4 経済的支援による暮らしの支援の取り組み

施策目標 4 では、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進でき、達成率に直すと 100%以上」が 8.3%、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと 80~100%未満」が 83.3%、「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと 50~80%未満」が 8.3%となっています。

経済的支援による暮らしの支援の取り組みにあたり、ひとり親家庭等向けの相談会を開催し、ひとり親家庭等向けの支援について通知文を送付する等情報提供も行っています。また、生活保護の相談を受けた際に、困窮の状況に応じて必要な機関と連携を図っています。

洞爺湖町子ども未来応援計画（子どもの貧困対策計画） 施策状況

施策目標	基本施策	事業数	評価				
			A	B	C	D	E
1 相談支援体制の取り組み	(1) 相談等体制の整備	4		4			
	(2) 教育機関や地域等との連携体制の整備	1		1			
	合計	5		5			
2 切れ目のない子育て支援の取り組み	(1) 子どもの居場所づくり	2		1			1
	合計	2		1			1
3 教育支援の取り組み	(1) 保育の確保	4	1	1	1	1	
	(2) 学力の向上	3	1	1	1		
	(3) 保育・就学への支援	5	1	4			
	合計	12	3	6	2	1	
4 経済的支援による暮らしの支援の取り組み	(1) 経済的支援による暮らしの支援	12	1	10	1		
	合計	12	1	10	1		
総合計		31	4	22	3	1	1

4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績

(1) 教育・保育施設の利用実績

① 1号認定

確保提供数は、2号認定（教育希望）の値との合算ですが、各年度において確保提供数が実績を上回っており、施設の利用を希望する全ての方が施設を利用できている状況です。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	45	45	47	39
確保方策	80	80	80	80
実績	41	45	49	33

② 2号認定（教育希望）

確保提供数は、1号認定の値との合算ですが、各年度において確保提供数が実績を上回っており、施設の利用を希望する全ての方が施設を利用できている状況です。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	13	12	12	10
確保方策	80	80	80	80
実績	0	0	0	0

③ 2号認定（教育希望以外）

各年度において確保提供数が実績を上回っており、施設の利用を希望する全ての方が施設を利用できている状況です。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	102	96	99	83
確保方策	177	177	177	177
実績	92	88	88	80

④ 3号認定（0歳）

令和4年度において確保提供数を実績が上回っていますが、確保提供数を超えて、施設の利用を希望する全ての方が施設を利用できている状況です。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	6	6	6	5
確保方策	8	8	8	8
実績	7	8	11	6

⑤ 3号認定（1・2歳）

各年度において確保提供数を実績を上回っており、施設の利用を希望する全ての方が施設を利用できている状況です。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	27	30	28	26
確保方策	60	60	60	60
実績	48	46	47	45

（2）利用者支援事業

利用者支援事業については、令和3年度より子育て世代包括支援センターを設置し、子育て世帯や妊産婦の相談や情報提供を行うことができます。

単位：箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1	1	1	1
実績	0	1	1	1

（3）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、令和2年度、令和5年度は確保提供数より実績が上回っていますが、全ての利用者に対して、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行うことができます。

単位：延人数/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	224	232	227	223
確保方策	297	297	297	297
実績	371	287	268	385

(4) 一時預かり事業

■幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

一時預かり（幼稚園型）については、令和2年度、令和4年度は確保提供数より実績が上回っていますが、全ての希望者に対して、一時預かりを行うことができます。

単位：延人数/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1192	1178	1268	1113
確保方策	1015	1015	1015	1015
実績	1584	395	1308	852

■特定教育・保育施設を利用していないこどもの預かり（一般型）

一時預かり（一般型）については、全ての年度において確保提供数が実績を大きく上回っており、家庭での保育が一時的に困難な乳幼児について、保育所等での一時預かりを行うことができます。

単位：延人数/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	333	336	347	320
確保方策	1740	1740	1740	1740
実績	23	260	205	556

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）に関しては、見込量はあったものの、実績はありませんでした。

単位：延人数/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	780	780	780	780
確保方策	0	0	0	0
実績	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

※本事業は現在本町では実施していないため見込みはありません。

(7) 延長保育事業

延長保育事業に関しては、見込量はあったものの、実績はありませんでした。

単位：実人数/月	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	53	51	50	44
確保方策	0	0	0	0
実績	0	0	0	0

(8) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業に関しては、見込量はあったものの、実績はありませんでした。

単位：延人数/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	72	72	72	72
確保方策	0	0	0	0
実績	0	0	0	0

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、全ての年度において確保提供数が実績を上回っており、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を行うことができています。

単位：実人数/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	63	71	69	80
1年生	23	28	24	36
2年生	17	17	20	17
3年生	7	10	10	12
4年生	8	6	7	6
5年生	4	6	3	5
6年生	4	4	5	4
確保方策	80	80	80	80
実績	51	61	68	70
1年生	14	23	17	18
2年生	14	15	23	14
3年生	9	9	11	18
4年生	6	5	8	9
5年生	4	5	3	8
6年生	4	4	6	3

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、量の見込みよりも実績が上回っている年度がありますが、事業の対象となる、乳児のいる全ての家庭に訪問することができています。

単位：実人数/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	30	30	30	30
確保方策	事業の対象となる全家庭に訪問します。			
実績	38	35	51	24

(11) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、令和2年度、令和3年度、令和4年度には確保提供数より実績が上回っていますが、支援を必要とする全ての妊産婦や乳幼児に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行うことができています。

単位：実人数/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	9	9	9	9
確保方策	4	5	5	5
実績	8	8	6	5

(12) 妊産婦健康診査事業

妊産婦健康診査事業については、全ての年度において確保提供数より実績が上回っていますが、全ての妊産婦に対して、健康診査を実施することができています。

単位：実人数/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	35	35	35	35
実績	55	44	43	39

(13) 産後ケア事業

産後ケア事業については、量の見込み及び確保提供数を設定していませんでしたが、令和3年度より実施しており、ケアを必要とする全ての方に、経験豊富な助産師が産後の体調管理と育児のサポートをすることができています。

単位：実人数/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	-	-	-	-
確保方策	-	-	-	-
実績	-	3	7	10

5 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査概要

①調査の目的

本調査は、「第3期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育てに関するニーズ調査を行い、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするものです。

②調査の対象者

就学前児童調査	洞爺湖町在住の就学前児童の保護者の方
小学生児童調査	洞爺湖町在住の小学校児童の保護者の方
中学校・高校生徒等用調査	洞爺湖町在住の13～18歳のお子さんがある保護者の方

③調査方法及び期間

	調査方法	調査期間
就学前児童調査	郵送及び保育所等経由による配布 郵送及びWEB回収	令和6年7月18日～ 令和6年8月13日
小学生児童調査	郵送及び小学校経由による配布 郵送及びWEB回収	令和6年7月18日～ 令和6年8月13日
中学校・高校生徒等用調査	郵送及び中学校・高校等経由による配布 郵送及びWEB回収	令和6年7月18日～ 令和6年8月13日

④回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	160件	63件	39.4%
小学校児童調査	220件	84件	38.2%
中学校・高校生徒等用調査	260件	63件	24.2%

⑤集計にあたっての注意点

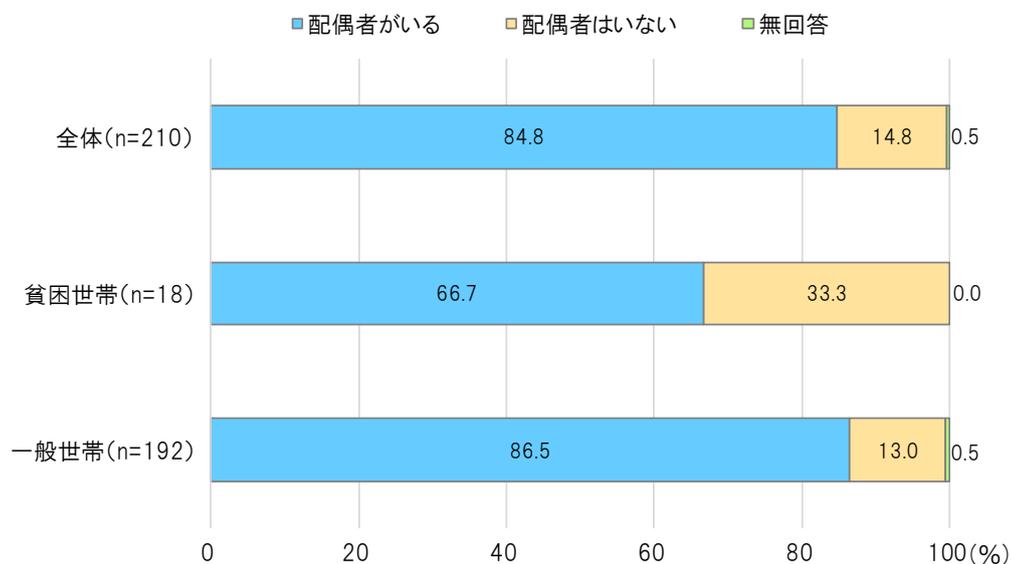
- 図中の“n=”は、各設問の対象者数を表しています。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 単数回答の設問でも、端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。

(2) 調査結果

① 配偶関係について

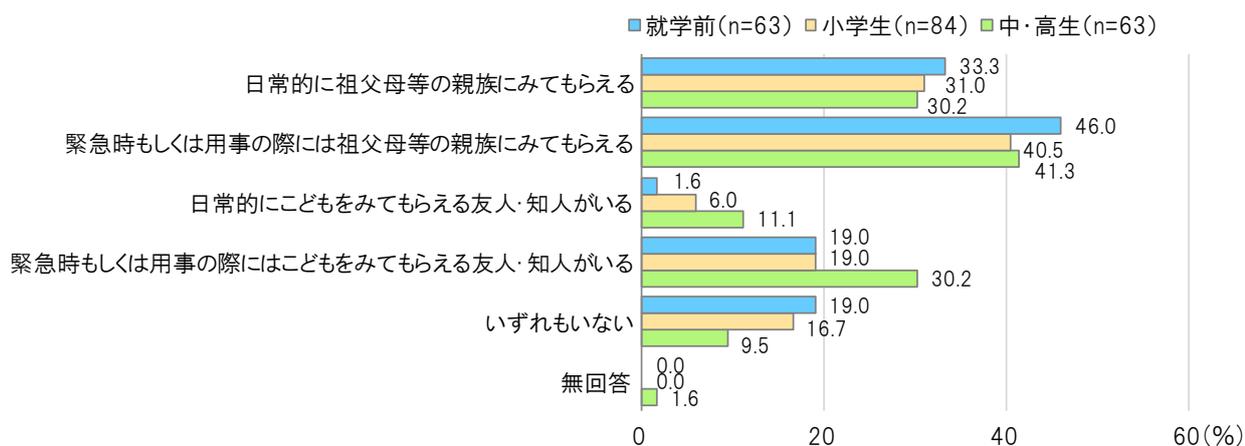
配偶関係では、「配偶者がいる」が全体の8割となっています。

世帯の状況別をみると、「貧困世帯」で「配偶者はいない」の割合が多くなっています。



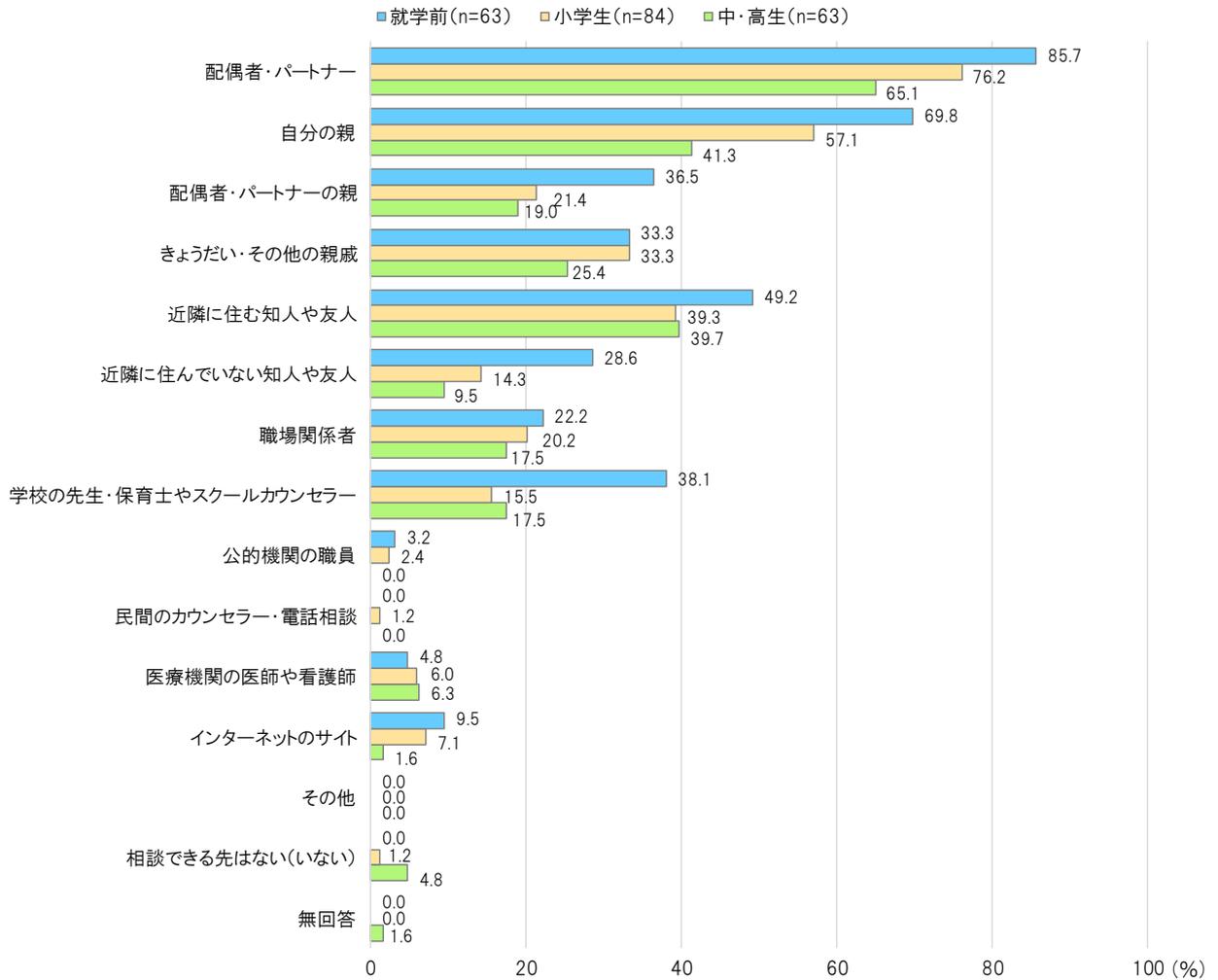
② 子育てに関する周囲の協力者の状況

子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で 19.0%、小学生児童で 16.7%、中・高校生徒で 9.5%となっています。



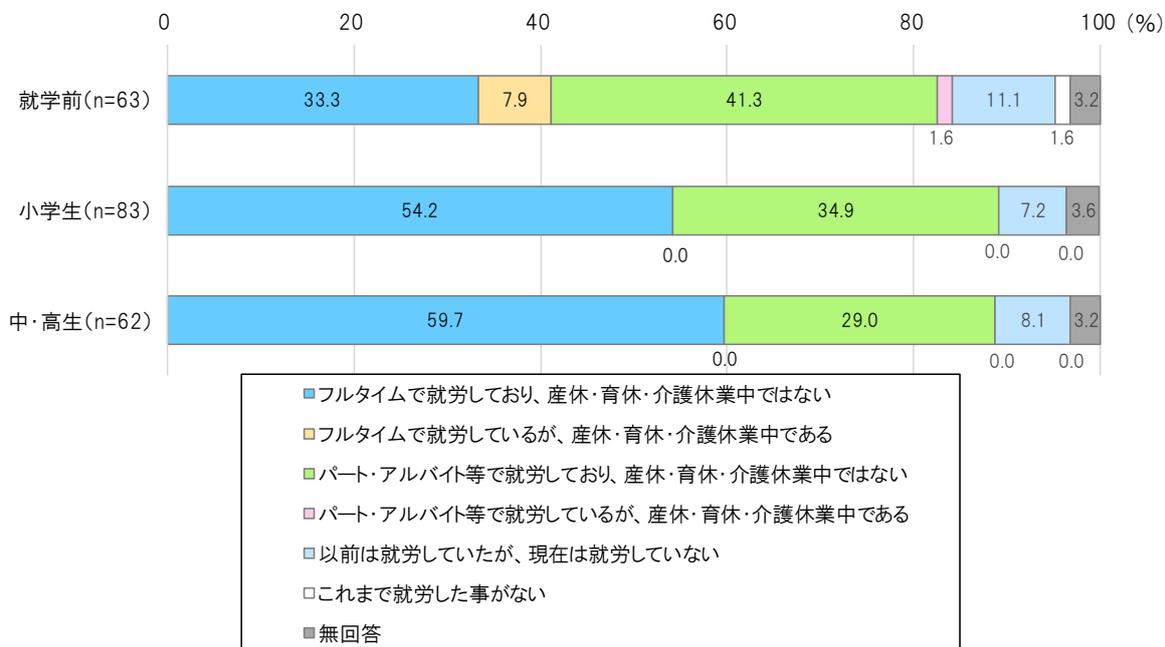
③子育て（教育を含む）に関する相談先

子育て（教育を含む）に関する相談先では、就学前児童、小学生児童、中・高校生徒すべてにおいて「配偶者・パートナー」「自分の親」という身近な人が多くなっています。

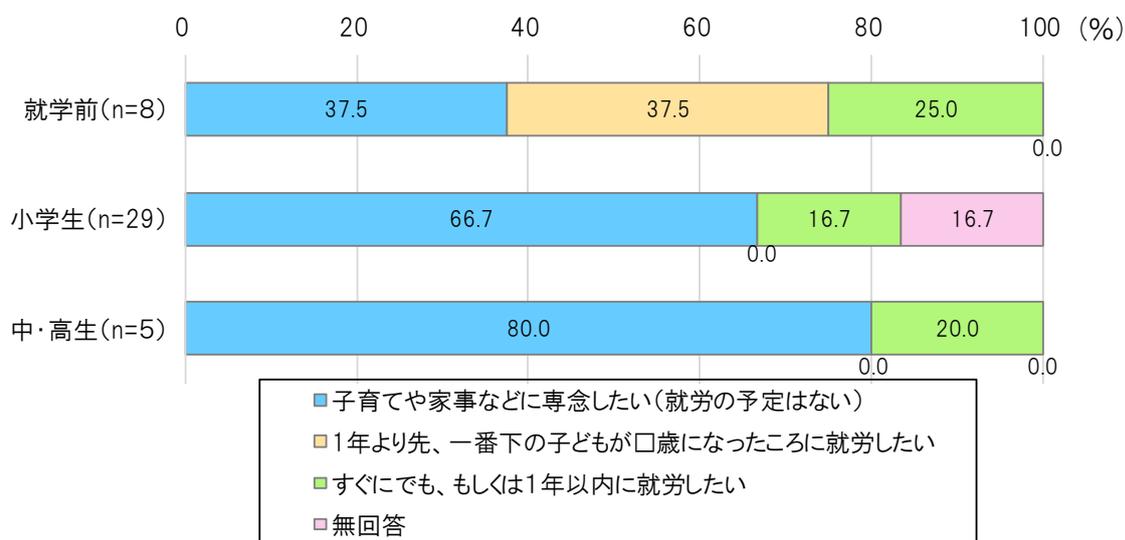


④保護者の就労状況

母親の就労状況（産休・育休・介護休業中含む）をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で84.1%、小学生児童で89.1%、中・高校生徒で88.7%となっています。

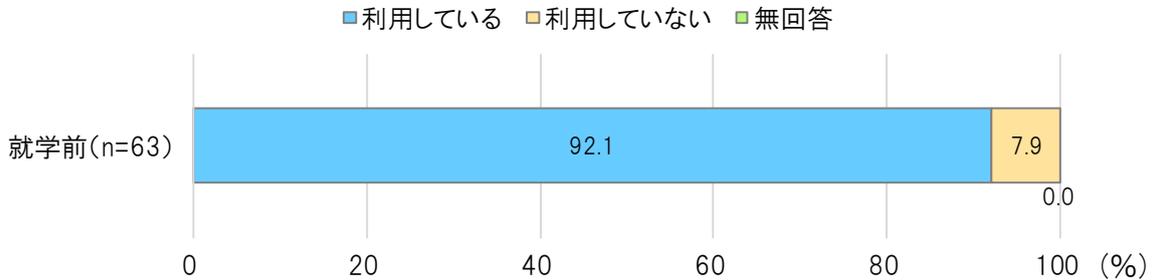


就労していない母親の今後の就労希望は、就学前児童で62.5%、小学生児童で16.7%、中・高校生徒で20.0%となっています。



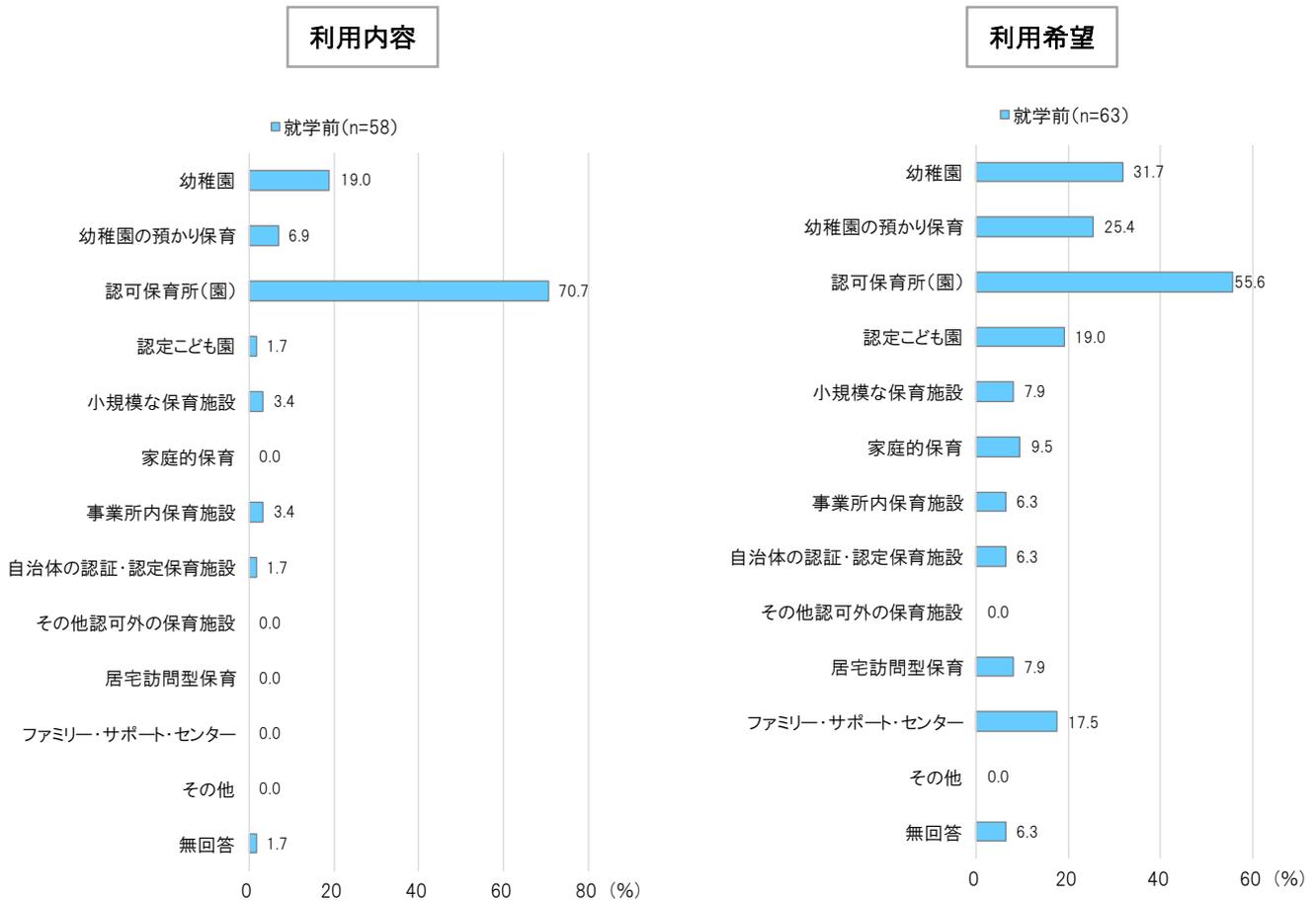
⑤平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は 92.1%となっています。



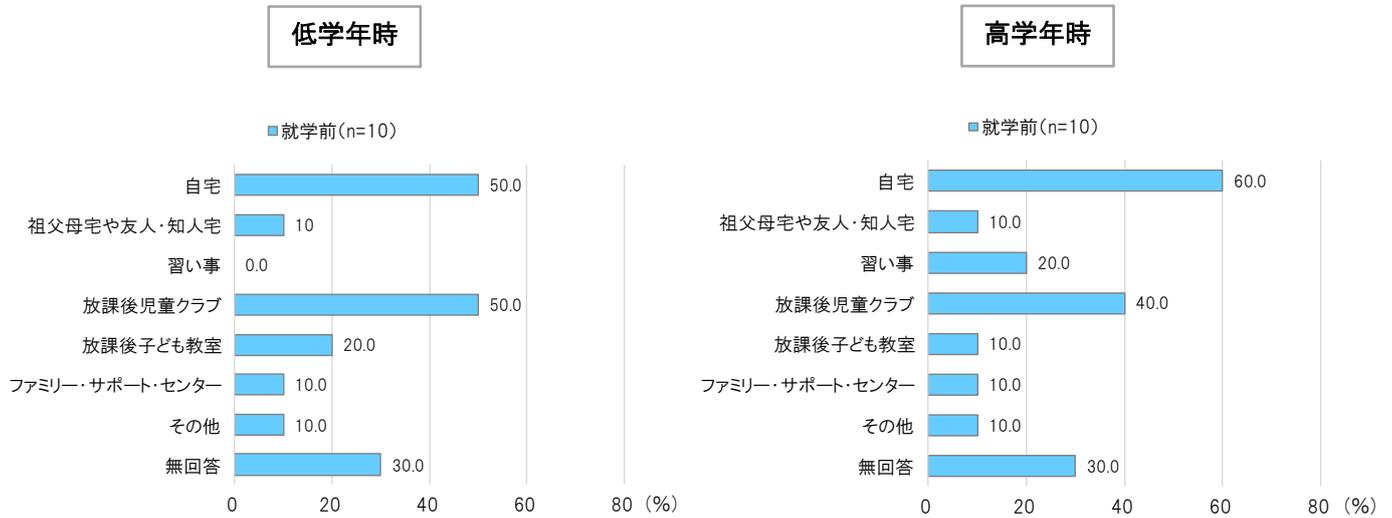
平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「認可保育所（園）」70.7%、「幼稚園」19.0%の順となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所（園）」55.6%、「幼稚園」31.7%、「認定こども園」19.0%と、「幼稚園」で現在の利用状況より今後のニーズが高くなっています。

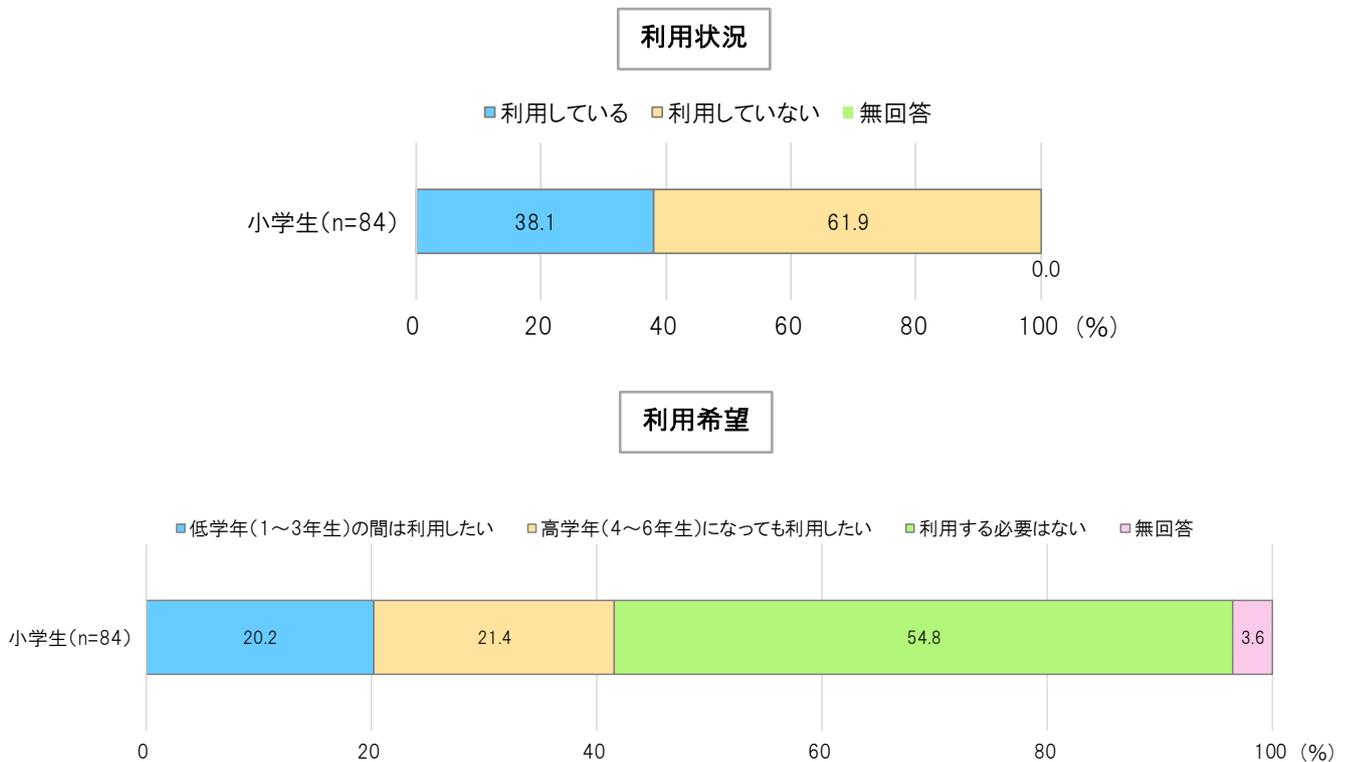


⑥放課後児童クラブ

5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、低学年時の「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると50.0%、高学年時では40.0%となっています。

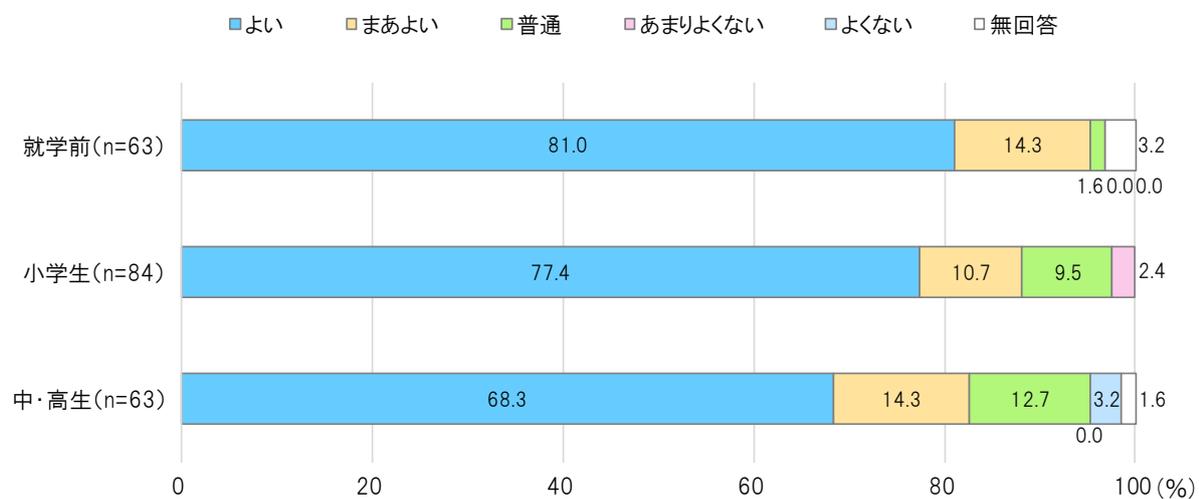


小学生児童の「放課後児童クラブ」に関する利用状況をみると38.1%となっており、利用希望では、「低学年での利用」「高学年までの利用」あわせて41.6%となっています。



⑦お子さんの健康状態

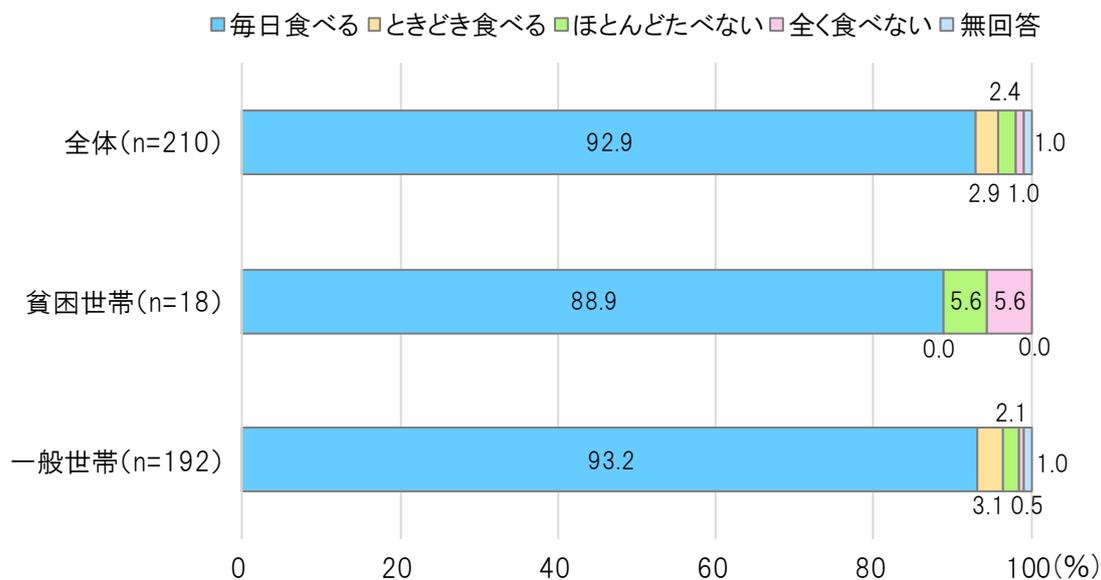
お子さんの健康状態について、「よい」「まあよい」をあわせた『よい』とした回答が、就学前児童で95.3%、小学生児童で88.1%、中・高校生徒で82.6%と高くなっています。



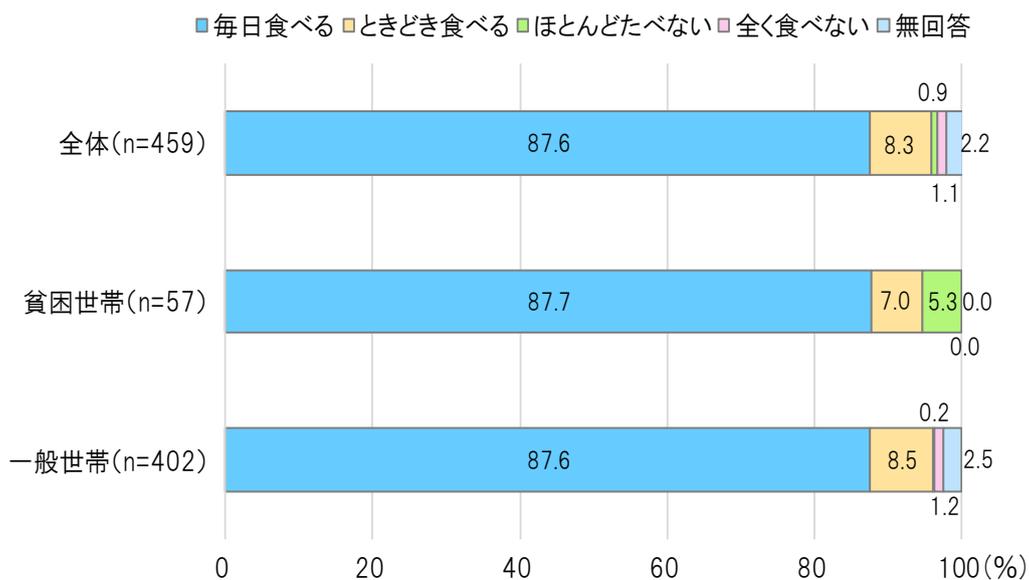
⑧朝食に関して

朝食に関しては、「毎日食べる」「ときどき食べる」を合わせた割合をみると、95.8%と、ほとんどのこどもが朝食を食べているという結果になりました。

世帯の状況別をみると、「貧困世帯」で「ほとんど食べない」「全く食べない」の割合が多くなっています。



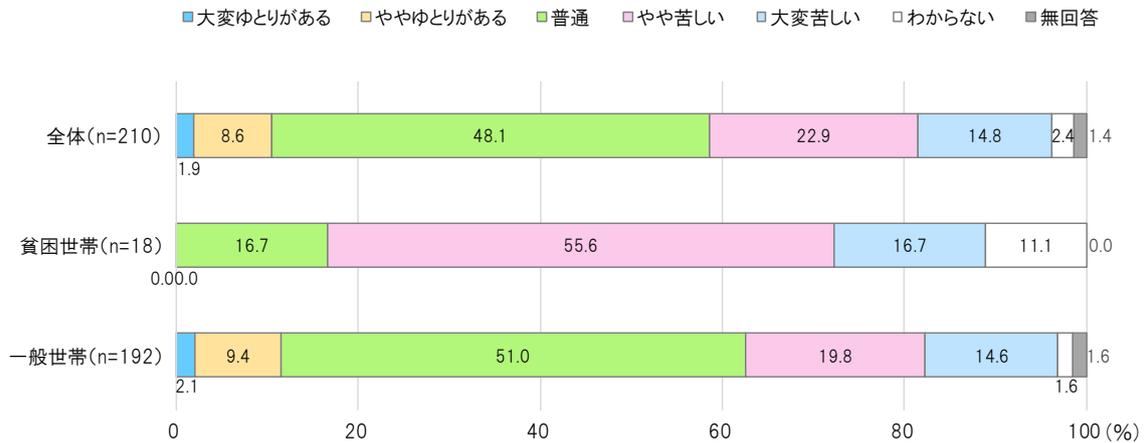
全体を前回調査 (H31年調査) と比較すると、「毎日食べる」の割合が増加し、「ときどき食べる」の割合が減少しています。



⑨現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況では、「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた割合をみると、37.7%となっています。

世帯の状況別でみると、「貧困世帯」で「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた割合が72.3%と多くなっています。

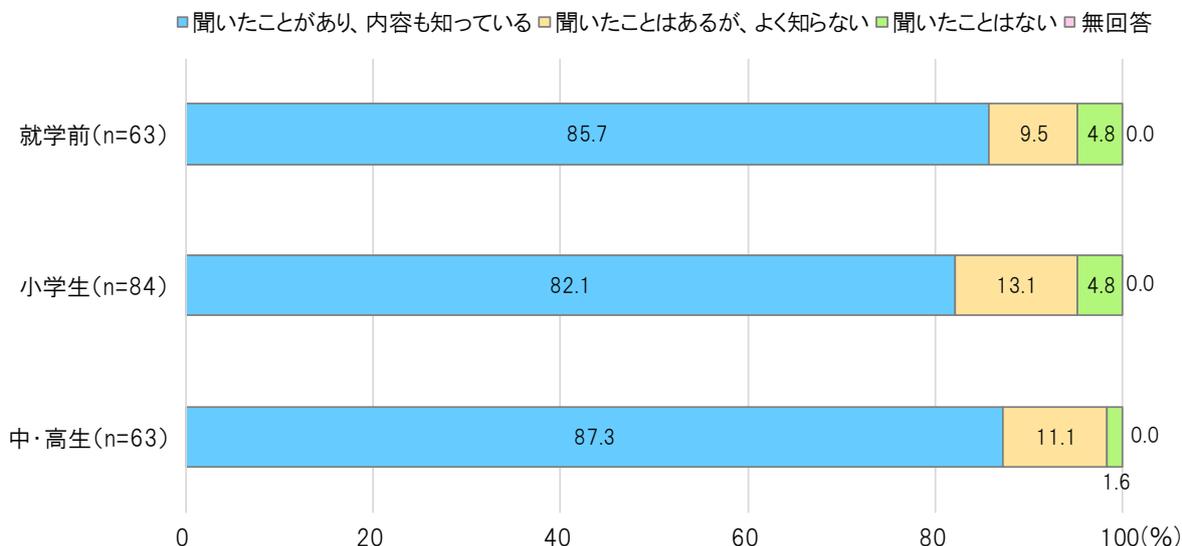


全体を前回調査（H31年調査）と比較すると、「大変苦しい」の割合が増加しています。



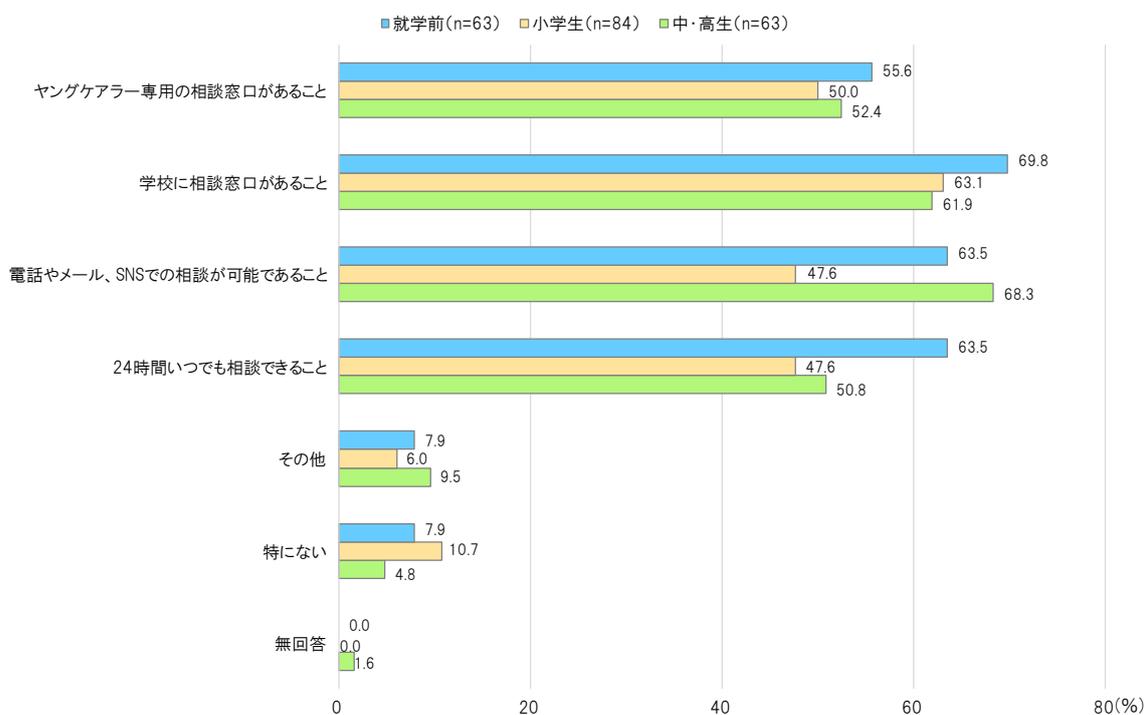
⑩ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーの認知度について、「聞いたことがあり、内容も知っている」とした回答が、就学前児童で85.7%、小学生児童で82.1%、中・高校生徒で87.3%と高くなっています。



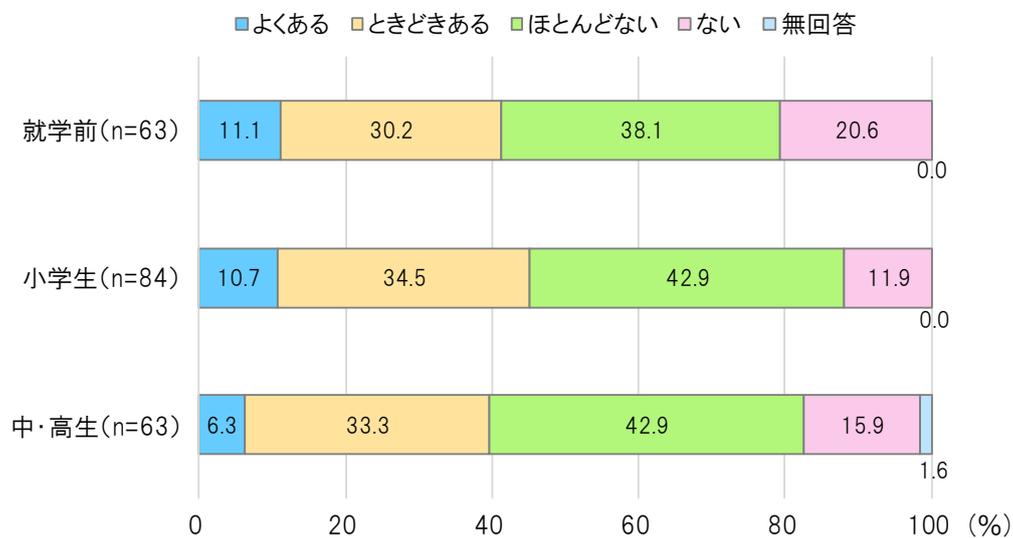
⑪ヤングケアラーに関する相談しやすい環境づくり

ヤングケアラーに関する相談しやすい環境づくりでは、就学前児童及び小学生児童で「学校に相談窓口があること」が中・高校生徒で「電話やメール、SNSでの相談が可能であること」が高くなっています。



⑫子育てに対するやる気

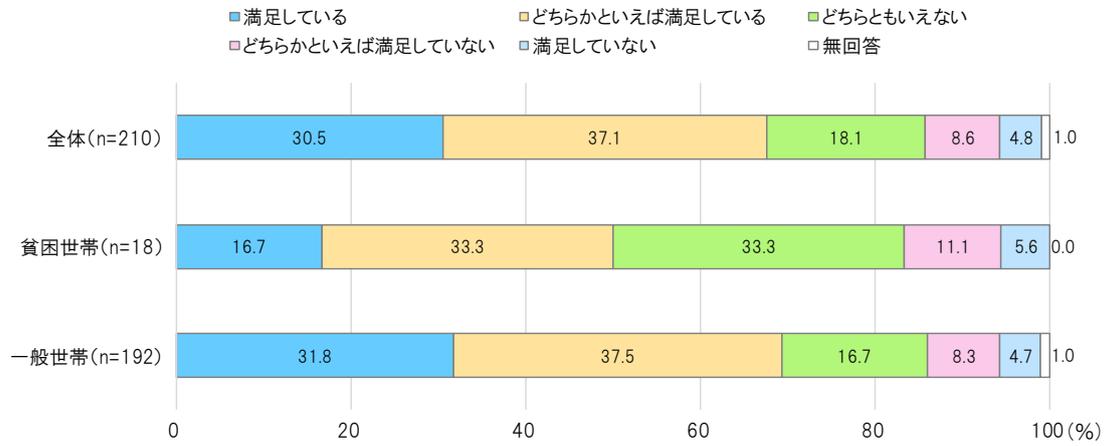
やる気がおこらず子どもの世話をしたくない時があるかでは、「よくある」「ときどきある」をあわせた『ある』とした回答が、就学前児童で41.3%、小学生児童で45.2%、中・高校生徒で39.6%となっています。



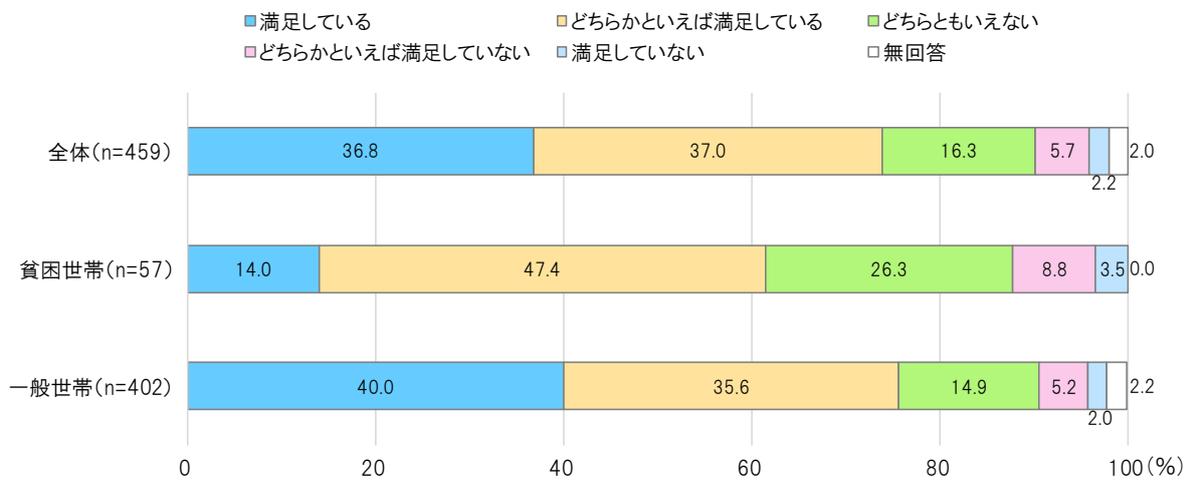
⑬子育てに対する満足度

子どもを育てている現在の生活の満足度では、「満足している」と「どちらかといえば満足している」をあわせた『満足している』の割合は、67.6%となっています。

世帯の状況別でみると、「貧困世帯」で「満足している」の割合が少なくなっています。



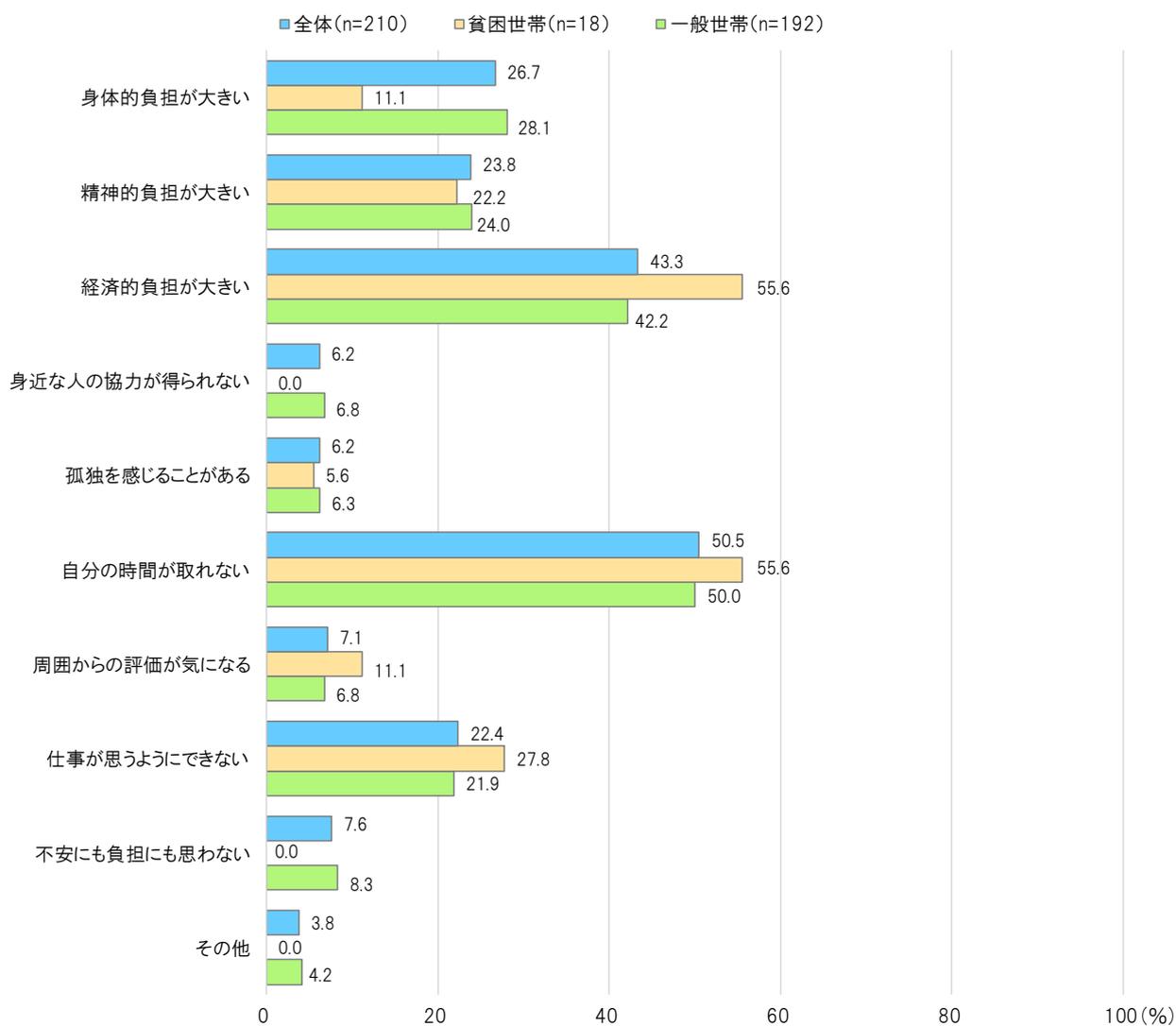
全体を前回調査（H31年調査）と比較すると、「満足している」の割合が減少しています。



⑭子育てに関する不安や負担

子育てをして不安や負担に思うことでは、「自分の時間が取れない」が50.5%と最も多くみられました。

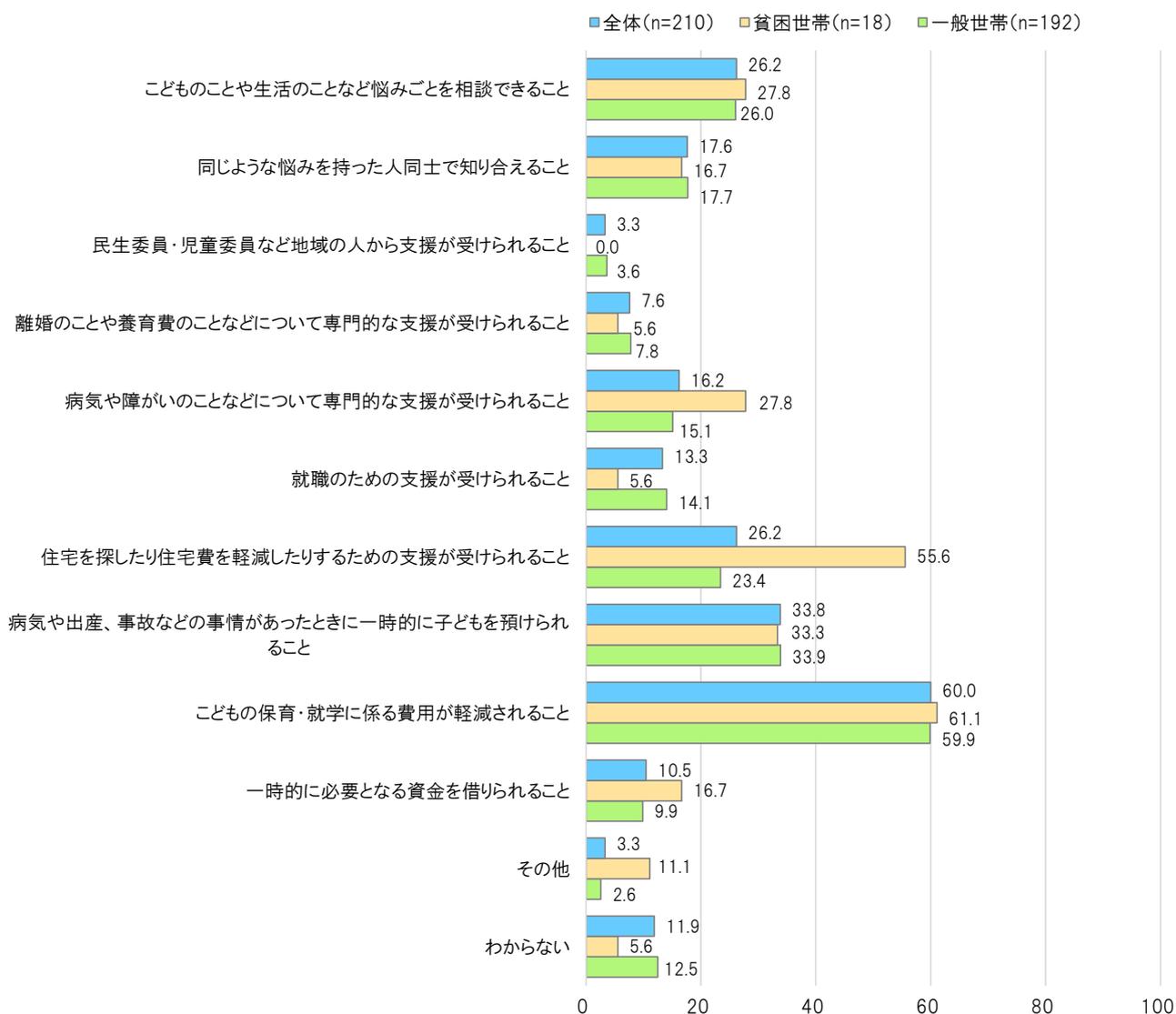
世帯の状況別でみると、「貧困世帯」で「自分の時間が取れない」「経済的負担が大きい」「仕事が思うようにできない」の割合が多くなっています。



⑮必要、重要だと思う支援策

現在必要としている、重要だと思う支援策では「こどもの保育・就学に係る費用が軽減されること」が60.0%と最も多くなっています。

世帯の状況別でみると、「貧困世帯」で「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」「病気や障がいのことなどについて専門的な支援が受けられること」の割合が多くなっています。



(3) ニーズ調査結果からみえる洞爺湖町のこども・子育て支援の課題

ニーズ調査結果からみえる本町のこども・子育て支援の課題について、主な課題と考えられるものを、以下のとおり5つ整理します。

① 子育てに関する周囲の協力者の状況

日常的もしくは緊急時にこどもをみてもらえる親族や友人・知人が「いずれもない」と答えた方が、就学前児童で19.0%、小学生児童で16.7%、中・高校生徒で9.5%となっています。

子育ての支援がどこからも得られていない家庭があり、またこどもの年齢が低ければ低いほど、支援が得られていないことがわかります。

子育てを行う保護者が地域から孤立することのないよう、地域での繋がりを作る機会を提供すること、親族や友人・知人以外へのこどもの預け先の確保などが求められます。

② 保護者の就労状況にあわせた支援

前回調査（H31 調査）と比較して、フルタイム、パート・アルバイト等を問わず、就労している保護者の割合は増えており、現在は就労していないと答えた保護者の割合は減っています。

保護者の就労率が高くなっていることから、働きたい全ての保護者が、仕事と子育てを両立できるよう、子育て世帯のニーズを正確に把握し、保護者の要望に可能な限り沿った預かり体制を整備していく必要があります。

③ 暮らしの状況

現在の暮らしの状況では、「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」を合わせた割合が10.5%に、「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた割合が37.7%となっており、現在の暮らしが苦しいと感じている人の方が多くなっていることがわかります。

近年の社会情勢からも経済的な負担が増えていることが考えられるため、経済的な理由でこどもを産むことを諦めたり、苦しい経済状況で子育てを行うことがないように、子育て世帯に対する支援を充実させる必要があります。

④ 子育て世帯が求めている支援

現在必要としている、重要だと思える支援策では「こどもの保育・就学に係る費用が軽減されること」が60.0%となっており、経済的な負担が大きくなっていることがわかります。

貧困世帯でみると、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」「病気や障がいのことなどについて専門的な支援が受けられること」と答えた割合が高くなっており、世帯の状況に応じた支援が求められています。

また、病児・病後児保育への支援を求めていることもニーズ調査結果からわかっており、この1年間で病気やケガのために、幼稚園や保育所を休んだと答えた保護者は60.3%、小学校を休んだと答えた保護者は72.6%となっています。

また、その時の対処法については、就学前児童で「母親が休んだ」84.2%、「父親が休んだ」44.7%、小学生児童で「母親が休んだ」82.0%、「父親が休んだ」26.2%となっています。

さらに、親が休んだ際に、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と答えた方は、37.3%となっています。

お子さんを預ける場合、望ましい事業形態については、「小児科に併設した施設」や「幼稚園・保育所等の他の施設に併設した施設」が求められており、共働き家庭が増加している背景も鑑み、病児・病後児保育ニーズへの対応が求められています。

⑤ 児童虐待の発生を未然に防ぐ体制の整備

家庭内での対応について、大声で叱ることがあると回答した保護者が、就学前児童71.4%、小学生児童81.0%、中学生・高校生徒50.8%となっています。

また、体を叩くことがあると回答した保護者が、就学前児童38.1%、小学生児童35.7%、中学生・高校生徒11.1%となっています。

令和元（2019）年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2（2020）年4月1日から施行されました。叩くことは体罰であり、著しい暴言や著しく拒絶する対応をすることは虐待として禁止されているなか、児童虐待につながる恐れのある不適切な対応をする家庭が存在していることから、児童虐待の発生を未然に防ぐ体制の構築に、積極的に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

本計画において「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援の町 洞爺湖町」を基本理念として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

第3期計画では、これまでの基本理念を踏襲しつつ、洞爺湖町民が一体となって、子どもとその保護者のみならず家庭を支えていくことを通じて、誰もが安心して、楽しく子育てができ、地域の子どもたちの笑顔が広がる洞爺湖町を目指します。

基本理念
子どもが 家庭が 地域が育つ 子育て応援の町 洞爺湖町

2 基本的な視点

基本的な視点1	子どもを中心とした視点
----------------	--------------------

子どもの視点に立ち、子どもにとって最善の利益が実現され、子どもが幸せに暮らし、健やかに育つことを目指します。

基本的な視点2	成長・発達段階に応じて切れ目なく支える視点
----------------	------------------------------

保護者の親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援の実現を目指します。

基本的な視点3	社会全体で支援する視点
----------------	--------------------

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の理解を深め、各々が協力して役割を果たすことを目指します。

基本的な視点4	すべての子どもと子育て家庭を支える視点
----------------	----------------------------

障がい、疾病、虐待、貧困等支援の必要な子どもやその家族を含め、生まれ育った環境に関係なく、すべての子どもと子育て家庭に必要な支援を届けることを目指します。

3 施策の体系図

基本理念	基本的な視点	基本目標	基本施策
こどもが 家庭が 地域が育つ 子育て応援の町 洞爺湖町	基本的な視点1 こどもを中心とした視点	1. こどもの権利が尊重される環境の充実	(1) 児童虐待防止対策等の充実 (2) こどもを取り巻く有害環境対策の推進
	基本的な視点2 成長・発達段階に応じて切れ目なく支える視点	2. 安心してこどもを生ま育てられる環境の充実	(1) 次世代の親の育成 (2) こどもや母親の健康の確保 (3) 食育の推進 (4) 思春期保健対策の充実 (5) 小児医療の充実
	基本的な視点3 社会全体で支援する視点	3. こどもと若者の成長と自立を支える環境の充実	(1) 子育て支援のネットワークづくり (2) 保育サービスの充実 (3) 幼児期の質の高い教育・保育の充実 (4) こどもの生きる力の育成に向けた学校教育等の整備 (5) 児童の健全育成
	基本的な視点4 すべてのこどもと子育て家庭を支える視点	4. 地域でこどもと家庭を支える環境の充実	(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) こどもを犯罪等から守るための活動の推進 (3) 良質な居住環境の確保 (4) 安心して外出できる環境の整備
		5. 配慮を要するこどもと家庭を支える環境の充実 (子どもの貧困対策計画)	(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (2) 障がいなど発達の支援が必要なこどもとその家庭への支援 (3) 相談等体制の整備 (4) こどもの居場所づくり (5) 学力の向上 (6) 経済的支援による暮らしの支援

第4章 施策の展開

1 こどもの権利が尊重される環境の充実

(1) 児童虐待防止対策等の充実

こどもへの虐待やいじめを防止し、すべての児童の健全な心の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生子予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を図っていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
要保護児童地域連絡協議会	<p>【現状及び課題】 町内の関係機関によりネットワークを構築しています。必要に応じて協議会やケース検討会議を開催し、ケース内容に応じた各関係機関との情報共有や今後の対応について協議を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も警察、児童相談所等関係機関との連携を強化していきます。</p>	子育て支援課
児童虐待の防止と早期発見	<p>【現状及び課題】 保育所・幼稚園の職員向けの児童虐待研修を開催し、保育所や幼稚園、小中学校においても、児童虐待の早期発見・早期解決に努めています。 また、令和6年3月には、『子ども家庭総合支援拠点』を設置し、家庭に関する様々な相談や虐待に関する相談に対応しています。 虐待につながると思われる不適切な関わり方をしている家庭がみられることから、保護者のみならず町民に対する虐待防止や早期発見に関する周知が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 今後も関係機関との連携・強化を図るとともに、町民等への周知活動を通して、児童虐待の防止・早期発見・早期解決に努めます。</p>	教育推進課 子育て支援課
被害にあった子どもの保護の推進	<p>【現状及び課題】 庁内各課や各小中学校、関係機関との情報共有、連携を図り、事例の早期発見に向けて、迅速な対応に努めています。</p> <p>【今後の方向性】 被害を受けた子どもを見過ごさず、早期発見と早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携し、相互体制の強化を図っていきます。</p>	教育推進課 子育て支援課
いじめの防止と早期発見	<p>【現状及び課題】 関係機関と連携し、いじめの早期発見を目的に、小・中学校の児童生徒及び保護者へのアンケート調査を実施し早期解決に努めています。 児童生徒及びその保護者との信頼関係の構築が課題と考えられます。</p> <p>【今後の方向性】 いじめを受けたとされる児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、必要に応じて当該学校への指導、助言等の支援を行います。</p>	教育推進課

(2) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

こどもを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、有害情報の氾濫や成長過程での社会経験の欠如等多くの問題が生じており、青少年を健全に育成する上で悪影響が懸念されることから、関係機関、学校、家庭、地域社会相互の連携を深め、こどもを健全に育成できる環境づくりに努めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
インターネットやSNSの利用による被害の防止	<p>【現状及び課題】 関係機関と連携し、児童生徒のネット利用についての保護者向けリーフレット配布や、ネットトラブル未然防止のためのネットパトロールを実施しています。 タブレット端末の持ち帰りに伴う利用ルールの整理が課題となっています。</p> <p>【今後の方向性】 保護者への注意喚起を行い、児童生徒がSNSの利用による犯罪被害に遭わないように努めていきます。</p>	教育推進課

2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

(1) 次世代の親の育成

家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるようにするためには、経済的、精神的にも自立し、積極的に社会活動に参画できる環境づくりが大切です。

このため、男女がともに社会参加し、男女が対等な家族の構成員として、家族として役割を果たしながら仕事、学習、地域活動ができるような意識形成が図られるよう支援していきます。

事業名	具体的な内容	担当課
男女共同参画社会 広報事業	<p>【現状及び課題】 「男女共同参画週間」に伴う、社会教育施設へのポスター掲示による広報・情報提供を実施しています。 また、洞爺湖町男女共同参画計画推進委員会議や、洞爺湖町男女共同参画講演会を開催しています。 しかし、男女共同参画に対する町民の意識・認知度が低く、広報・情報提供・講演会等社会教育事業以外の各課の事業を通して、町民への情報提供等が不足しています。</p> <p>【今後の方向性】 男女共同参画についての広報活動や情報提供に取り組み、意識の高揚を図っていきます。また、講演等を通じた事業の実施についても継続し、周知徹底を含めて取り組んでいきます。</p>	社会教育課

(2) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期・出産期・子育て期において、切れ目のない支援を行うことで、子どもや母親の健康が確保されるよう、乳幼児健診の実施や予防接種の勧奨等、母子保健対策の充実を図ります。

事業名	具体的な内容	担当課
母子健康手帳の発行	<p>【現状及び課題】 妊娠が判明した方に対し、母子健康手帳の発行を行っています。人口の減少にあわせて妊娠届出数は年々減少しており、今後も減少することが予測されます。</p> <p>【今後の方向性】 妊婦全員に母子健康手帳を発行するとともに、面談と保健指導を行うことで、妊娠期から切れ目のない支援を行っています。 デジタル化の推進にあわせて、母子健康手帳アプリ「すくすくとうや子（母子モ）」を導入し、子育てに関する情報をプッシュ型で提供します。</p>	健康福祉課

事業名	具体的な内容	担当課
乳幼児健診事業	<p>【現状及び課題】 乳幼児の健康の保持増進と健全な成長発達を図り、身体、情緒発達の異常を早期発見し、親の育児支援を行っています。 また、3歳児に対する視力の屈曲検査や新生児聴覚検査の導入、生後1か月児及び5歳児健診の実施など、国の動向にあわせて検診年齢の拡大や内容の充実等を図っています。 健診受診率は横ばい傾向で乳児期から幼児期にかけて未受診で経過する児が一定数いますが、医療機関での個別健診の他、訪問や来所相談、保育所訪問などの機会状況を確認することが出来ています。</p> <p>【今後の方向性】 乳幼児が健やかに成長発達できるよう、関係機関との調整を図りながら現状の受診率を維持していきます。 また、5歳児健診を開始し、就学前の支援体制の充実を図ります。</p>	健康福祉課
フッ素塗布事業	<p>【現状及び課題】 1歳以上の幼児の希望者を対象に、むし歯予防と生活習慣の改善を図るために実施しています。ミニ歯みがき教室でのPRと無料化の効果で、フッ素の継続塗布希望者が増えており、受診率も70～80%を維持できています。う歯罹患率も減少傾向にはありますが、対象者が少ないため年度によるばらつきもあるため、長期的に観察を続ける必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 定期的な塗布と歯磨き指導により、う歯罹患率が減少するよう、現状の受診率を維持していきます。</p>	健康福祉課
予防接種事業	<p>【現状及び課題】 乳幼児、児童・生徒を対象に、予防接種法で定める予防接種を実施しています。あわせて、インフルエンザの接種費用を独自に助成することで、町内での感染症の流行の予防に努めています。 接種者数は減少傾向ですが、対象者減少によるもので接種率は横ばいとなっています。対象年齢が高くなるほど接種率が低い傾向にあります。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き適切な接種時期にあわせて個別勧奨を実施し、接種率向上を目指していきます。</p>	健康福祉課
保育所等巡回相談	<p>【現状及び課題】 子ども発達支援センターの臨床心理士・作業療法士、町の言語聴覚士などが、町立保育所4か所、民間幼稚園・保育園各1か所を月1回程度巡回し、発達面で気になるこどもの関わり方などのアドバイスを行っています。あわせて乳幼児健診で要支援となったこどもの状況確認を行い、必要に応じて専門療育機関等を紹介、早期療育の活用をすすめています。</p> <p>【今後の方向性】 今後は巡回施設を小学校へ拡大するとともに、関係機関と連携して事業を継続実施していきます。</p>	健康福祉課

事業名	具体的な内容	担当課
ことばと発達の相談室事業	<p>【現状及び課題】 令和5年度より、言語聴覚士によることばと発達の相談室「ゆかる」を開設し、こどもの発達にあわせた個別相談及び指導を行っています。 幼児健診後の支援や療育を受ける準備段階として活用することで、療育に対する敷居を下げるとともに、こどもの個性にあわせた助言を行うことで、保護者が抱える育児不安感を軽減し、こどもの健やかな発達を支援しています。</p> <p>【今後の方向性】 適切な時期に発達に関する相談を受けることができるよう、継続して事業の周知を行います。 また、SNSを活用した発達を促す関わりや遊びの紹介などを導入することで、より受けやすい相談・指導体制の構築を図ります。</p>	健康福祉課
健康相談	<p>【現状及び課題】 乳幼児の発育や発達、子育ての不安や悩み、離乳食などに関する相談を保健師や栄養士が行っています。 相談件数は減少傾向のため、来所や電話以外にも、メール、LINEでの相談を受け付けていますが利用は少なく、SNSを活用した相談体制の構築が課題です。</p> <p>【今後の方向性】 相談しやすい体制を整備し、健康課題の解決に向けた支援を行っていきます。</p>	健康福祉課
ブックスタート事業	<p>【現状及び課題】 絵本の読み聞かせを通して、親子のコミュニケーションを促すことを目的とし、生後7ヶ月の乳児を対象として、乳児健診前30分程度を利用し読み聞かせの必要性や方法を説明しています。また、1人に対する絵本の贈呈冊数が少なく贈呈冊数の増が望まれています。</p> <p>【今後の方向性】 読み聞かせの重要性を周知し事業を継続していきます。</p>	社会教育課
フッ化物洗口普及事業	<p>【現状及び課題】 町内の保育所・幼稚園の年中及び年長児、小学校及び中学校全ての児童生徒を対象に、フッ化物洗口を実施し、むし歯予防と生活習慣の改善を図っています。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き実施し、むし歯予防と生活習慣の改善を図ります。</p>	子育て支援課 教育推進課

事業名	具体的な内容	担当課
ミニ歯磨き教室	<p>【現状及び課題】 生後7か月前後の乳児を対象に、仕上げみがきの方法やおやつのとおり方を学ぶ教室をブックスタートと同時開催しています。コロナ禍以降は参加者が伸び、令和5年度は95%以上の参加率があります。参加者の90%以上が方法について理解したと回答しており、幼児期のう歯罹患率の低下に貢献していると考えます。</p> <p>【今後の方向性】 乳児健診・ブックスタート事業と同時開催することで参加率の向上を図り、より早期からのう歯予防対策を継続します。</p>	健康福祉課
ピロリ菌検査事業	<p>【現状及び課題】 早期の胃がんの発生を予防するため、学校の尿検査にあわせて実施しています。また、未受診者勧奨を実施することで受診率も上昇しています。 毎年二次検査対象者がいることから、ピロリ菌の保有者の早期発見につながっています。</p> <p>【今後の方向性】 若年層の胃がん発生を予防するため、引き続き中学校と連携して事業を継続し、受診率の向上を目指します。</p>	健康福祉課
妊娠判定料助成事業	<p>【現状及び課題】 妊婦時に早期に受診につながるよう、妊娠判定時の受診費用を助成しています。</p> <p>【今後の方向性】 健やかな妊娠・出産を迎えることができるよう、継続して事業を実施します。</p>	子育て支援課
妊産婦健康診査事業	<p>【現状及び課題】 妊娠期の母体の健康を守るため、14回分の妊婦健診助成券と6回分の超音波検査助成券、2回の産婦健診助成券、歯科健診助成券を発行しています。 また、受診状況を確認しながら、出産に向けた準備状況の確認や情報提供を行っています。 医療機関の体制や妊娠経過により利用回数は異なりますが、妊婦健診・産婦健診とも全員が利用されています。歯科健診は洞爺湖町独自の事業で、年々受診者数は増加しています。</p> <p>【今後の方向性】 受診券の発行及び利用状況に応じた状況の確認や支援を行うことで、健やかな妊娠期を過ごすことができるよう支援を継続します。</p>	健康福祉課
産前・産後サポート事業	<p>【現状及び課題】 妊娠早期から継続して育児相談や必要な家事などの支援を受けられる体制を整備しています。</p> <p>【今後の方向性】 妊娠期から必要なサポートを受けながら、安心して出産・育児ができるよう、継続して事業の周知を図ります。</p>	子育て支援課

事業名	具体的な内容	担当課
産後ケア事業	<p>【現状及び課題】 令和3年度より、産後1年未満の母子を対象に、助産院で利用できる利用券を最大12回分発行し、心身のケアや育児のサポートなどの支援を行っています。 令和4年度からは委託先・内容を拡大することで、利用者が伸びています。</p> <p>【今後の方向性】 出産後の母親を身体的・精神的にサポートすることで、安心して産み育てられるよう、今後も利用しやすい内容の充実に努めます。</p>	子育て支援課

(3) 食育の推進

食を通じた心身ともに健康なこどもの育成や家族との良好な関係づくりを図るため、乳幼児期からの食育を推進していきます。

事業名	具体的な内容	担当課
母と子の料理教室	<p>【現状及び課題】 小学生を対象に食事、栄養に関心を持ち調理の技術を身につける事業として、親子食育料理教室を実施していましたが、参加者の減少により平成28年12月以降、休止しています。</p> <p>【今後の方向性】 親子食育料理教室については適時参加意向のリサーチなどを行い、ニーズに基づいて再開の検討を行います。</p>	健康福祉課
食育への支援	<p>【現状及び課題】 妊娠期における栄養指導や離乳食教室、放課後児童クラブ栄養教室の開催や保育所入所児・幼稚園入園児への栄養教育など、主に乳幼児期における望ましい食習慣を身につけるための支援を行っています。 離乳食期から幼児食期を見据えた継続的な関りが必要です。</p> <p>【今後の方向性】 妊娠期から乳幼児期においては、対象児やその保護者が正しい食生活を継続することの重要性を理解し実践につなげられるよう、学童期においては食に関心を持ち、自分の健康を考えた食事を選択することができるよう継続して事業を実施します。</p>	健康福祉課

(4) 思春期保健対策の充実

思春期における望まない妊娠による人工妊娠中絶などの性行動にかかわる問題や薬物乱用、喫煙、飲酒、過剰なダイエットなどの問題は将来父となり母となり、更には、中高年に至るまで影響することから、思春期のこどもに対し、命の大切さや健康に関する正しい知識の普及などを行います。

事業名	具体的な内容	担当課
思春期保健対策の充実	<p>【現状及び課題】 学校からの依頼を受けて健康教育を実施しており、内容はその都度、学校と協議して行っています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も継続して、生徒が生命の大切さや健康に関する正しい知識を身につけることができるよう、学校と協議し、事業を実施していきます。</p>	健康福祉課

(5) 小児医療の充実

こどもが健やかに生まれ、育つためには、第一に安心してこどもを生むことができ、緊急時にも安心して受診できる医療機関の確保が重要です。

今後も周辺市町との連携を図りながら、小児医療体制の充実に努めるとともに、保護者等に対する産婦人科情報や小児医療情報の充実した提供を図っていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
小児医療の充実	<p>【現状及び課題】 周産期から小児まで広域で救急体制等を構築するほか、地域医療の課題について協議を行うなど、関係機関等との調整、情報提供を継続して実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も周辺市町との連携を図りながら、小児医療体制の充実に努めるとともに、保護者等に対する情報提供を継続します。</p>	健康福祉課
子ども医療費助成事業	<p>【現状及び課題】 令和5年8月診療分から対象を18歳（高校生）まで拡大し、医療費にかかる自己負担分を全額助成しています。</p> <p>【今後の方向性】 こどもの健康保持及び増進、またこどもを養育する家庭生活の安定を図るため、継続して事業を実施していきます。</p>	住民税務課

3 こどもと若者の成長と自立を支える環境の充実

(1) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対し、きめ細やかな子育て支援サービスやよりよい教育・保育サービスを提供するため、関係団体や地域との連携を含めた子育て支援ネットワークの仕組みづくりを検討するとともに、各種子育て支援サービスが利用者に十分周知されるよう、情報提供に努めます。

事業名	具体的な内容	担当課
子育て支援のネットワークづくり	<p>【現状及び課題】 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子育て支援サービスなどの関係機関を円滑に利用できるように、令和3年度に「子育て世代包括支援センター（母子保健）」、令和5年度に「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」を設置しました。切れ目のない支援を行うため、2つの機能を統合した「子ども家庭センター」を設置し、関係機関との連携・協働の体制づくりが必要です。</p> <p>【今後の方向性】 令和8年度より、子ども家庭センターを開設するための協議を行います。 また、同年度より、重層的支援事業に組み込まれる予定のため、より一層地域とのつながりや関係機関との連絡調整に努めていきます。</p>	子育て支援課
子育て応援ガイドブックによる情報発信	<p>【現状及び課題】 子育てに関する様々な最新情報をわかりやすく作成し、町ホームページや冊子によりお知らせしています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も、町ホームページや冊子により、最新の情報をわかりやすくお知らせしていきます。</p>	子育て支援課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	<p>【現状及び課題】 子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方が会員となり、地域での子育てを支援する事業です。 現在、実施はしていませんが、ニーズの高い事業のため、実施に向けた検討が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 できるだけ早期に実施できるよう準備を進めるとともに、実施までの代替事業の検討を行います。</p>	子育て支援課

(2) 保育サービスの充実

共働き世帯の増加や多様化する就労実態に対応するため、子育て家庭の生活状況やニーズをふまえ、利用しやすい保育サービスの充実を図っていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
保育事業・開所時間	<p>【現状及び課題】 通常保育は常設保育所4か所（定員245人）で実施しています。また、多様化する就労形態に対応するため、通常保育時間として午前7時30分から午後6時30分までとして実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 出生数の減少に伴い、常設保育所定員に対し入所状況は定員割れしている状況ではありますが、0歳児、1歳児の入所率は高いため、今後も利用しやすい保育の充実に努めていきます。</p>	子育て支援課
乳児（0歳児）保育事業	<p>【現状及び課題】 桜ヶ丘保育所及び洞爺保育所において実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も育児休業明けの入所など、利用希望が高いことが見込まれることから、児童の受入れに努めていきます。虻田地区については、本町と入江の統合後（令和9年度）に実施をしていきます。</p>	子育て支援課
土曜日午後の保育事業	<p>【現状及び課題】 全保育所にて、平日と同じ保育時間、開所時間で実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も継続して実施していきます。</p>	子育て支援課
一時保育事業（一時預かり保育）	<p>【現状及び課題】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や親のリフレッシュなどで、昼間一時的な預かりを虻田地区、洞爺湖温泉地区及び洞爺地区の常設保育所で実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も継続して実施していきます。</p>	子育て支援課

(3) 幼児期の質の高い教育・保育の充実

幼児・児童・生徒の実態を把握し、こどもたちが「確かな学力」を身につけ、豊かな心と健康な体を育ていけるよう努めていきます。

幼児期の教育・保育の充実にあたっては、町内4か所の保育所、1か所の幼稚園の計5か所の教育・保育施設を通じて、こどもにとってより良い教育・保育を提供し、保護者のニーズに応じたサービスを提供するため、子ども・子育て支援新制度の目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」と「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」に向けて、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
保育・教育の充実	<p>【現状及び課題】 全常設保育所で同じ保育時間、開所時間で連携をとりながら実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 こどもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい保育・教育を行えるよう、特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）における、子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた受け皿の整備を図ります。</p>	子育て支援課
保育所、幼稚園等の施設整備	<p>【現状及び課題】 仮称・あぶた保育所複合施設（本町保育所と入江保育所の統合移築、及び、子育て支援センターや子育てサロンの機能を有した施設）の実施設計業務を進めています。</p> <p>【今後の方向性】 よりよい教育・保育環境を提供することができるよう、施設の維持管理を適切に進めていきます。老朽化や設置場所に課題のある保育所については、統合を含め施設の改善を進めていきます。</p>	子育て支援課
保育所、幼稚園等における安全の確保	<p>【現状及び課題】 毎月、各保育所で津波、地震及び火災を想定した避難訓練を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 保育所、幼稚園等施設及び園児・児童の防災・防犯体制の強化を図っていきます。</p>	子育て支援課
保育所、幼稚園、小学校等との連携	<p>【現状及び課題】 保育士が小学校の参観日を見学するほか、幼稚園と保育所の合同研修会を行うなど、他関係機関との連携を図っています。</p> <p>【今後の方向性】 こどもの一貫した健康や生活習慣の確立、学習の推進を図るため、保育所、幼稚園、小学校、町その他関係機関による連携に努めます。</p>	子育て支援課

事業名	具体的な内容	担当課
保育士等の研修の充実	<p>【現状及び課題】 保育所の保育士等の資質向上を図るため、全体研修や、個人研修（集合型やオンライン型、オンデマンド研修など）を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 こどもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育・保育を行えるよう、研修等を充実し保育士等の資質向上を図ります。</p>	子育て支援課

（４）こどもの生きる力の育成に向けた学校教育等の整備

幼児・児童・生徒の実態を把握し、こどもたちが「確かな学力」を身につけ、豊かな心と健康な体を育ていけるよう努めていきます。

また、家庭や地域には、幼稚園や学校の教育活動に関する情報を提供し、保護者や地域住民の声を学校教育に生かすなど、それぞれが連携・協力し、地域に根ざした特色のある信頼される学校づくりに努めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
道徳教育推進事業	<p>【現状及び課題】 道徳教育推進教師を中心に、全学校で外部人材の積極的な活用を図りながら、道徳教育の充実と適切な評価を目指して研究を進めています。</p> <p>【今後の方向性】 道教委や道研修センターによる各種研修への道徳推進担当教諭の積極的な参加を促し、求められる授業のあり方を検証し、授業改善を図っていきます。</p>	教育推進課
スクールカウンセリング制度の設置	<p>【現状及び課題】 教職員が児童生徒から直接相談を受けた場合の対応やアドバイス等ができるように、スクールカウンセラーによる教職員向け研修会を開催しています。</p> <p>【今後の方向性】 道教委による「いじめに係るアンケート調査」や町独自の心理テスト「Ｑ－Ｕ検査」を実施し、児童・生徒の抱える心の悩みの把握に努めるとともに、必要に応じて各学校へスクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒及び保護者の心理的ケア対策に加え、対応する教職員への指導方法等に係るアドバイスを継続して実施していきます。</p>	教育推進課

事業名	具体的な内容	担当課
家庭や地域の教育力の向上	<p>【現状及び課題】 個別に最適化された学びを実現するため、A Iドリルの活用や家庭内のW i - F i環境整備を推進し、I C T機器を用いた学習を行っています。</p> <p>【今後の方向性】 学校、家庭、地域が連携して教育力を総合的に高めるために各課の連携に加え、官民一体の教育改善推進委員会において望ましい教育のあり方を検証し、まとめられた提言のもと、教育力向上のための具体的な取組みとして学校での授業改善や地域性を活かした防災学習（避難所開設体験学習会）や自然体験学習、家庭と地域とが一体となった交流事業（各種学習会等）の更なる推進を図ります。</p>	教育推進課 社会教育課
地域未来塾の開設	<p>【現状及び課題】 小学生には学習習慣と基礎学力の向上を主に、常設の地域未来塾を実施しています。また、中学3年生を対象に受験対策に向けた特設地域未来塾を実施するなど、学力向上に向けた取り組みを図っています。</p> <p>【今後の方向性】 地域未来塾の実施により、基礎学力・学習習慣などのさらなる効果が期待できることから継続して取り組みます。また、指導者体制についての強化・維持を図っていきます。</p>	社会教育課
学校運営協議会（コミュニティスクールの設置）	<p>【現状及び課題】 各小中学校で学校運営協議会（コミュニティスクール）を設置しています。</p> <p>【今後の方向性】 保護者や地域住民の方の学校運営への参画、学校への支援・協力を促進し、学校、保護者及び地域住民などとの信頼関係を深め、よりよい学校経営に努めていきます。</p>	教育推進課
学力向上支援員の配置	<p>【現状及び課題】 通常学級での学習サポートのために、学力向上支援員を配置し、授業の円滑化や児童生徒の学力向上を図っています。</p> <p>【今後の方向性】 小中学校の児童生徒の学力向上を目指す上できめ細やかな指導を行うとともに、基礎、基本の定着を図るため、町内全ての学校へ学力向上支援員の配置を図ります。</p>	教育推進課
洞爺湖町検定料助成金交付事業	<p>【現状及び課題】 町内小中学校に在籍する児童生徒の学習意欲向上を図るため、英語検定、漢字検定、数学（算数）検定の受験料を助成しています。</p> <p>【今後の方向性】 教育現場と連携して各種検定受験者数の増加をめざし、児童生徒の学力及び学習意欲の向上を図ります。</p>	教育推進課

(5) 児童の健全育成

こどもたちが、放課後、週末、長期休日等において、学校、児童館、地域の自然環境や人的資源を活用して自主的に参加し、安全に過ごすことのできる居場所づくりと健全育成の取組を進めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<p>【現状及び課題】 昼間保護者のいない、主に小学校低学年児童の保護育成のために、放課後児童クラブ3か所（定員80人）で実施しています。 保育環境と職場環境を客観的に把握し、これまでの取組の見直しをする必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 よりよい保育環境を提供できるよう、保護者向けのアンケートを実施するなど、課題改善に向けた取組を行います。</p>	子育て支援課
青少年健全育成事業	<p>【現状及び課題】 洞爺湖町青少年健全育成連絡協議会の事業の中で、虻田地区合同補導委員会、洞爺地区健全育成連絡会（洞爺地区見守り委員会）により、各学校と地域が連携し、青少年の健全育成や非行防止活動として、祭典時の見守り活動や夏休み・冬休みの「長期休みのきまり」の啓発活動を行っています。 地区ごとの習慣や風習の違いによる長期休みの決まりの整理が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 各学校と地域が連携し、校外生徒指導の徹底を図っていきます。また、学校、家庭・地域が連携を密にし、青少年の健全育成をはかるとともに、非行防止に努めていきます。</p>	社会教育課
少年の主張大会事業	<p>【現状及び課題】 こどもの自主性・創造性・社会性を高めるための体験活動として、青少年健全育成連絡協議会主催による、少年の主張大会を実施しています。 少子化により生徒数の減少にともない、少年の主張大会の各中学校代表の検討が必要となります。</p> <p>【今後の方向性】 継続してこどもの自主性・創造性・社会性を高めるための体験活動及び青少年の健全育成事業の充実に努めます。</p>	社会教育課

4 地域で子どもと家庭を支える環境の充実

(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

こどもを交通事故から守るため、学校や地域を通しての交通安全教室の開催や指導体制の充実、道路交通法の改正等の周知及び啓発活動の推進を図っていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
交通安全推進運動	<p>【現状及び課題】 季節ごとの交通安全運動に合わせ、交通安全街頭啓発・指導やシートベルト着用推進を行うとともに、季節ごとに交通安全運動を展開しています。人口減少や高齢化により街頭啓発活動等への参加人数が年々減少しており、時代に合わせた活動内容の検討が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 免許返納支援の町民への周知の必要性を検討していきます。 また、交通事故による死傷者が出ないよう、年間を通じ安全運転の励行やシートベルト等の着用呼びかけを行います。</p>	自治防災室
自転車安全教室	<p>【現状及び課題】 町内の小・中学校5校で、児童・生徒に対し、ヘルメット着用の普及や自転車安全教室や交通指導を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 交通ルールの正しい理解と交通安全意識を普及するとともに、自転車の点検方法や正しい乗り方など広範な視点から交通安全教育の推進を図っていきます。</p>	教育推進課
登・下校時の交通安全交通指導・パトロール事業	<p>【現状及び課題】 小学生の登・下校時において、交通安全指導員が交通ルール等の指導を行っていますが、小学生の登下校時に通学路以外を通る児童に対する指導が課題となっています。</p> <p>【今後の方向性】 小学校と連携を取りながら指導するとともに、指導員の配置場所や人数の再編について検討していきます。 また、登・下校時の交通ルールを守り、横断歩道の正しい渡り方などを中心に指導を行い、交通事故防止に努めていきます。</p>	自治防災室
幼児交通安全運動「こぐまクラブ」	<p>【現状及び課題】 交通安全教育や交通ルールの指導を行っていますが、保育所内部の指導だけでなく、警察や交通安全指導員等の関係機関との連携や、町等が主催する交通安全啓発運動への参加が課題となっています。</p> <p>【今後の方向性】 「子どもたちを交通事故から守る」ことを共通の願いとして、子どもたちが一緒にゲームやリズム遊びを楽しみながら、交通安全を確かめていく行動ができるよう、保育所と連携して活動を充実していきます。</p>	自治防災室

事業名	具体的な内容	担当課
新入学児童等交通安全資材配布事業	<p>【現状及び課題】 保育所・幼稚園・小学校の児童に対して、交通安全用品を配布していますが、用品についての啓発効果や実用性等の調査を行う必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 新入園、入学児童に交通安全用品を配布し、交通弱者に対する交通安全教育の推進に努めていきます。</p>	自治防災室
チャイルドシートの貸し付け事業	<p>【現状及び課題】 ベビーシートやチャイルドシート、ジュニアシートの無料貸し付けを実施していますが、貸し出し事業を知らない町民もいるため、交通安全と子育て支援の両面から周知できるようなPR方法の検討が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 事業のPRに努め、乳幼児の交通事故被害からの保護を図るとともに、家庭における子育て負担の軽減を図っていきます。</p>	自治防災室
通学路等安全推進会議	<p>【現状及び課題】 通学路に看板の設置を行っています。 また、通学路等の危険箇所について、今後の対策等の共通理解を図っていますが、「洞爺湖町通学路等安全推進会議」をはじめとした関係機関との連携をより緊密にする必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 通学路等の危険箇所の合同点検を実施し、関係機関との連携により、今後の対策の共通理解を深めるとともに、通学路等の安全推進を図ります。</p>	自治防災室 建設課 教育推進課

(2) こどもを犯罪等から守るための活動の推進

こどもを犯罪等の被害から守るため、学校・家庭・地域などの関係機関の連携を強化し、地域ぐるみでの防犯活動に努めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
交番広報紙発行事業	<p>【現状及び課題】 伊達警察署からのお知らせを広報紙に掲載や交通便りの回覧を通して交通安全、防犯対策などについて周知・啓発に努めていますが、今後ペーパーレス化を進めるにあたり、回覧方法などの見直しが必要です。</p> <p>【今後の方向性】 警察署からのお知らせや交番便りなどによる交通安全、防犯対策などについての周知・啓発を今後も継続して町民に届けられるよう、広報紙に合わせたペーパーレス化を推進します。</p>	自治防災室

事業名	具体的な内容	担当課
防犯協会	<p>【現状及び課題】 「地域安全活動の推進」・「女性や子どもを犯罪から守る活動の推進」・「青少年の非行防止と健全育成活動の推進」について推進するとともに、催事などの見守り活動や防犯啓蒙活動の実施に努めています。 防犯協会各支部での活動内容に差があるため、支部の統合を含めた活動内容の検討が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 住民の防犯思想を啓蒙し、その普及徹底を図り、犯罪のない明るい社会をつくるため自主防犯体制を確立していきます。</p>	自治防災室
社会を明るくする標語募集事業	<p>【現状及び課題】 洞爺湖町青少年健全育成連絡協議会の事業の中で、虻田地区合同補導委員会では、「社会を明るくする標語」募集の取組を実施し、青少年の健全育成や非行防止活動として、啓発活動を行っています。</p> <p>【今後の方向性】 家庭・学校・地域が連携を密にし、青少年の健全育成をはかるとともに、非行防止に努めていきます。</p>	社会教育課
「こども110番の家」のステッカー設置事業	<p>【現状及び課題】 防犯協会の事業の中で、関係機関との連携を密に取り、防犯活動の強化に努めていますが、「こども110番の家」新規の協力者が少なく、周知方法などの見直しの検討が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 関係機関との連携を密にし、「こども110番の家」が形骸化しないよう防犯活動の強化に努めていきます。</p>	自治防災室
自主防犯パトロール事業	<p>【現状及び課題】 防犯協会と協力し、小学校の登下校時間において、青色回転灯整備車両による自主防犯パトロールを実施しています。 青色防犯パトロール実施者の減少及び実施者個人への負担増が懸念されており、防犯協会をはじめとした関係団体と連携しながら対策を検討する必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 各自治会の協力のもと、防犯協会や警察並びに関係団体など一層の連携を図り、防犯パトロール体制を確立していきます。</p>	自治防災室

(3) 良質な居住環境の確保

子育て世帯を支援するために、広くてゆとりのある、家族が安心して暮らせる住環境や誰もが使いやすい設備を整えた公営住宅の供給を推進していきます。

公営住宅の建設については、老朽化した住宅の計画的な建替えを推進していきます。

事業名	具体的な内容	担当課
良質な住宅の確保	<p>【現状及び課題】 子育て世帯においては、2LDK以上の間取りの部屋を供給しています。洞爺湖町町営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の計画的な建替えを推進しています。</p> <p>【今後の方向性】 子育て世帯を支援するために、広くてゆとりのある、家族が安心して暮らせる住環境や誰もが使いやすい設備を整えた公営住宅の供給を推進していきます。</p> <p>洞爺湖町町営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数を経過した公営住宅の解体及び耐用年数は経過していませんが、劣化が見られる公営住宅の改修等を実施していきます。</p>	建設課

(4) 安心して外出できる環境の整備

本町は観光地でもあり、町外からの車の流入も頻繁にあることから、子どもや子ども連れをはじめ、誰もが安全・安心に通行することができるよう道路交通環境の整備を進めていきます。

また、緑地整備や防災を兼ねた広場づくりさらには観光客との交流も含め、子どもが安心して遊べる広場づくりを推進していきます。

事業名	具体的な内容	担当課
交通安全施設等整備事業	<p>【現状及び課題】 橋梁長寿命化修繕事業に基づき、橋の修繕工事を行っています。</p> <p>【今後の方向性】 道路整備に当たっては、今後もより安全な道路環境づくりに努め、経年劣化に伴う道路の補修、改良を行い、必要に応じ歩道の新設や拡幅、あるいは安全施設等の設置に取り組みます。</p> <p>横断歩道や交通安全規制標識等の施設整備に当たっては、総務課と連携を図り北海道公安委員会へ要望し、道路交通環境の施設整備を進めていきます。</p> <p>また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の点検、修繕を行います。</p>	建設課

事業名	具体的な内容	担当課
洞爺湖町地域公共交通確保事業	<p>【現状及び課題】 令和6年度より通学等支援タクシー利用実績が伸びておりますが、利用者の固定が進んでおります。さらに利便性を高めるべく、令和6年10月より道南バス運行の買い物支援バスと路線バス、通学等支援タクシーを統合したデマンドタクシーの運行を開始しています。</p> <p>【今後の方向性】 新しい交通体系を浸透させ、利用しやすい運行となるよう改善しながら、継続して実施していきます。</p>	企画財政課
防犯灯設置事業	<p>【現状及び課題】 自治会設置の防犯灯新設や更新などに対し、費用の補助を行っています。 全ての自治会でLED防犯灯へ交換するには長期的な継続が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 防犯灯の維持管理は自治会に協力しながら、随時対応していきます。</p>	生活環境課
多目的トイレ化とベビーシート設置	<p>【現状及び課題】 令和5年度に、洞爺湖文化センターに設置してある赤ちゃんほっとステーションのドアの修理を行っています。また、各ステーションの確認を行い、シールなどの飾付を増やし、入りやすい雰囲気作りに努めています。</p> <p>【今後の方向性】 乳幼児連れでもまちに出やすい環境を更に充実していくために、多目的トイレ化やベビーシートの設置について取り組んでいきます。</p>	建設課 子育て支援課
公園管理事業	<p>【現状及び課題】 公園・広場の定期的な草刈や遊具点検を実施しています。都市公園等の遊具については毎年1回定期点検を行っています。</p> <p>【今後の方向性】 公園や広場の定期的な草刈りを行い、遊具の点検を含めた定期的な管理を実施していきます。 また、公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園施設の改築修繕を行っていきます。</p>	生活環境課 観光振興課 建設課
子育てサロンの設置	<p>【現状及び課題】 親と子がふれあうスペースとして虻田地区、洞爺地区各1カ所ずつ子育てサロン室を設置していますが、利用者数は減少しています。 虻田地区では、令和6年7月に地域交流センターからあぶた母と子の館に移転し、土日の利用ができるようになりました。</p> <p>【今後の方向性】 開設場所や開設日などの検討を行い、利用しやすい環境を整え、利用率の向上に努めます。</p>	子育て支援課

5 配慮を要するこどもと家庭を支える環境の充実（子どもの貧困対策計画）

（1）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定のため、きめ細やかな福祉サービスの展開や子育て、生活、就業への支援等総合的な対策を推進していきます。

事業名	具体的な内容	担当課
児童扶養手当支給事業	<p>【現状及び課題】 支給要件に該当する方へ、児童が18歳に達した年度末（児童に中程度以上の障がいがある場合20歳に達した日）まで支給しています。（金額は所得に応じて変動） 年に1度、制度概要等を町広報紙に掲載し周知しているほか、離婚届を提出された子育て世帯の方へは窓口にて案内しています。</p> <p>【今後の方向性】 母子・父子家庭等を支援するため、今後も継続して実施していきます。</p>	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	<p>【現状及び課題】 所得制限はありますが、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象を、18歳（高校生）までの子の自己負担分を全額助成しています。 親も助成対象になりますが、親の医療費については入院分及び指定訪問看護のみ対象となります。</p> <p>【今後の方向性】 ひとり親家庭等の健康と医療費負担の軽減を図るため、継続して実施していきます。</p>	住民税務課

（2）障がいなど発達の支援が必要なこどもとその家庭への支援

すべての人々が普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」の理念のもとで、障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児やその親を温かく見守る環境づくりを進めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
特別児童扶養手当支給事業	<p>【現状及び課題】 児童、養育者に支給要件はありますが、心身に障がいのある児童について、20歳未満まで支給しています。 年に1度、制度概要等を町広報紙に掲載し周知しています。今後も継続して周知していきます。</p> <p>【今後の方向性】 身体や発達障害などを持つ児童を監護する父母等を支援するため、今後も継続して実施していきます。</p>	健康福祉課

事業名	具体的な内容	担当課
障がい児保育事業	<p>【現状及び課題】 全保育所において障がい児の受け入れをしており、必要に応じた保育士等の配置をしています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も対象幼児が入所の場合、医療的ケアなど必要に応じた対応を行います。</p>	子育て支援課
障がい児通所支援事業	<p>【現状及び課題】 日常生活における基本動作や集団生活への適応力を高めるため、児童発達支援や放課後等デイサービスの支援を実施しています。 平成30年2月に町内に児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が開設され利用しやすくなりましたが、事業所や人手が少なく、サービスを希望しても受け入れが出来ないなどの課題があります。</p> <p>【今後の方向性】 在宅の心身に障がいがある児童の日常生活における基本動作や集団生活への適応力を高めるため、継続して療育に努めていきます。</p>	健康福祉課
日中一時支援事業	<p>【現状及び課題】 必要に応じて、心身に障がいのある児童の自活に必要な知識を供与し、治療及び訓練事業を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 心身に障がいのある在宅の児童を対象に、障がい児の自立を促進するよう、必要に応じて今後も継続して実施していきます。</p>	健康福祉課
日常生活用具給付事業	<p>【現状及び課題】 必要に応じて、心身に障がいのある児童を対象に、点字器などの日常生活に必要な用具の支給や住宅改修費などを給付し、日常生活の便宜を図っています。</p> <p>【今後の方向性】 心身に障がいのある児童の生活利便性を高めるために、必要に応じてニーズに合わせた用具を取り入れながら、今後も継続して実施していきます。</p>	健康福祉課
補装具給付事業	<p>【現状及び課題】 必要に応じて身体に障がいのある児童を対象に、身体的機能損傷を補うための補装具（眼鏡、車いすなど）を給付し、育成の助成を図っています。</p> <p>【今後の方向性】 身体に障がいのある児童が、将来独立自活するための素地を助長するために、必要に応じて今後も継続して実施していきます。</p>	健康福祉課

事業名	具体的な内容	担当課
巡回児童相談	<p>【現状及び課題】 すでに療育手帳を所持している方の再認定の日程に合わせて開催しています。 学校などからの新規の相談が増えていますが、希望者が多くなると調整が難航するため、日程を増やすなどの検討が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 心身に発達遅れや障がいのある児童の発見及び相談の体制づくりのため、今後とも継続して実施していきます。</p>	健康福祉課
重度心身障がい者医療費助成事業	<p>【現状及び課題】 重度心身障がい者とその家族の経済的負担の軽減を図るため、重度心身障がい者の医療費を助成しています。なお、18歳（高校生）以下の対象者に対しては自己負担額を全額助成しています。</p> <p>【今後の方向性】 重度心身障がい者等の健康と医療費負担の軽減を図るため、継続して実施していきます。</p>	住民税務課
特別支援教育支援員の配置	<p>【現状及び課題】 町内小中学校において普通学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教育環境の整備に努めます。</p> <p>【今後の方向性】 関係の小中学校の普通学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、柔軟な対応により、授業を円滑に進めることができるよう、引き続きよりよい教育環境の整備に努めます。</p>	教育推進課
特別支援学級介護員の配置	<p>【現状及び課題】 町内小中学校において特別支援学級に在籍する児童生徒の教育環境の整備に努めます。</p> <p>【今後の方向性】 関係の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、柔軟な対応により、授業を円滑に進めることができるよう、引き続きよりよい教育環境の整備に努めます。</p>	教育推進課
洞爺湖町子ども・子育て支援ファイルの作成	<p>【現状及び課題】 町内の新生児保護者全てに対して、保健師より「子ども・子育て支援ファイルすくすく」を贈呈し、活用をお願いしています。 また、保育所、小・中学校においても、保護者と連携し、同ファイルを活用し、支援の充実を図るようにしています。 保護者のニーズにあわせて、ファイルのデジタル化等の検討が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 子ども・子育て支援ファイルを活用し、引き続き、各関係機関と連絡調整し、本町の全てのこどもたちの成長を支えています。</p>	教育推進課

事業名	具体的な内容	担当課
洞爺湖町特別支援教育就学奨励費制度	<p>【現状及び課題】 町内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担軽減に努めています。 就学援助制度の周知方法や申請様式の見直し、就学援助システムの需要額設定見直しが課題となっています。</p> <p>【今後の方向性】 特別支援教育を受ける児童及び生徒の保護者の経済的負担を緩和するため、必要な経費の一部を負担し、義務教育学習の円滑化を図ります。</p>	教育推進課
自立支援医療 (育成医療)	<p>【現状及び課題】 医療を行わなければ将来障がいを残すと認められる児童を対象に、手術などにより生活能力を回復させるために必要な医療費を給付しています。</p> <p>【今後の方向性】 医療が必要な児童を対象に、障がいの進行を防ぐことや障がいを軽くするために、今後も継続して実施していきます。</p>	健康福祉課

(3) 相談等体制の整備

こどもの貧困対策推進の第一歩は相談対応からであることから、気軽に相談できる体制の整備と相談後の適切なアドバイスを行い、地域の中で安心して暮らせるよう、相談対応の充実を図ります。

事業名	具体的な内容	担当課
ひとり親世帯からの相談	<p>【現状及び課題】 ひとり親世帯からの様々な相談に対して、各関係機関の紹介やパンフレットなどを渡しています。 また、平成30年度から児童扶養手当現況届の期間にひとり親世帯等向けの支援相談会も行っています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も様々な相談に対して、母子寡婦福祉連絡協議会や母子家庭等就業・自立支援センターと連携しながら、情報の発信と適切な援助を実施します。</p>	子育て支援課
生活困窮に関する相談	<p>【現状及び課題】 生活困窮に関する相談に応じ、必要な機関へ繋げるとともに、生活困窮者自立相談支援事業者と連携のもと必要な支援を実施しています。 令和6年度からフードドライブ事業（不要となった食材の寄付）を実施し、本町に回収BOXを置いています。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き、生活困窮に関するあらゆる相談に応じるとともに、北海道や北海道から委託を受けている生活困窮者自立相談支援事業者と連携のもと、必要な支援を実施します。</p>	健康福祉課

事業名	具体的な内容	担当課
ヤングケアラーの相談窓口	<p>【現状及び課題】 ヤングケアラーに関する相談窓口を設置していますが、相談実績はありません。 相談しやすい体制整備や関係機関との連携強化が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 ヤングケアラーに関する相談があった場合やヤングケアラー疑いのある児童に気づいた場合は、その児童に係る関係機関と情報共有を行い、支援が必要な場合は関係機関と連携しながら対応します。</p>	子育て支援課

(4) こどもの居場所づくり

こどもの生活を支える取組の一つとして、こどもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所を設け、こどもたちが心豊かで健やかに育まれる環境の整備と支援を行います。

事業名	具体的な内容	担当課
地域食堂	<p>【現状及び課題】 平成29年度より町の委託事業として実施していましたが、令和2年度より町内で地域住民の共生拠点として居場所づくりを図ることを目的として地域食堂を実施する事業者へ補助金を交付しています。 こどもの貧困対策やひとり親などの子育て世代の支援など地域住民の共生拠点として、毎週土曜日の週1回活動しています。 また、地域で活動する団体に対しても、食材提供や活用できる補助金制度の情報提供を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 広報紙などを通じたPR強化により更なる地域浸透を図るとともに、自治会の方の協力も頂きながら、イベントやお祭りなどの行事を取り入れ、継続した地域共生拠点づくりを図っていきます。</p>	子育て支援課

(5) 学力の向上

家庭の環境に左右されることなく、こどもの学力が保障されるよう、学習の機会の確保と基礎学力の向上を図るための取り組みを行います。

事業名	具体的な内容	担当課
生活困窮者学習支援事業	<p>【現状及び課題】 生活困窮者自立支援制度に基づき、北海道から委託を受けている支援事業者と連携のもと、生活困窮世帯のこどもの学習を支援しています。</p> <p>【今後の方向性】 生活困窮者自立支援制度に基づき、北海道から委託を受けている支援事業者と連携のもと、生活困窮世帯のこどもの学習を支援します。</p>	健康福祉課

(6) 経済的支援による暮らしの支援

生活の基盤を支えるため、現金給付や物品給付などによる経済的支援を行います。

事業名	具体的な内容	担当課
不妊治療費助成事業	<p>【現状及び課題】 令和4年度より、不妊治療が医療保険適応となったことから、特定不妊治療（生殖補助医療）に要した費用の自己負担分、さらに令和5年度より、先進医療に要した費用の自己負担分を助成しています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図り、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てる環境づくりを整備していきます。</p>	子育て支援課
妊婦のための支援給付交付金・妊婦等包括相談支援事業	<p>【現状及び課題】 令和6年度までは出産・子育てサポート給付金として実施していました。令和7年度からは妊婦のための支援給付交付金として、妊娠、出産の届け出をした後の面談を受けた方に、給付金を支給します。</p> <p>【今後の方向性】 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てを行うことができるよう、妊娠期からの経済的支援と組み合わせた定期的な面談などにより、切れ目のない支援を実施します。</p>	子育て支援課
出産祝い金支給事業	<p>【現状及び課題】 出産された方に対し、町内でのみ使用可能な商品券を支給しています。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き、出産された方に対して支給を実施していきます。</p>	子育て支援課
未熟児養育医療	<p>【現状及び課題】 出生時の体重が2,000g以下など、身体の発育が未熟なまま生まれてきたため入院治療が必要な子（0歳児）に対し、入院医療費の公費助成を行っています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も保護者の負担軽減や未熟児の健康増進を目的に、未熟児に対して必要な医療の給付を行います。</p>	健康福祉課
育児用品支給事業	<p>【現状及び課題】 1歳未満の乳児をもつ家庭を対象に、乳児期に特に必要なミルクや紙おむつなどを購入する町内事業所で利用できるクーポン券を配布し、経済的負担の軽減を図っています。 金額や配布方法の見直しを求める声も聞かれるため、利用しやすい方法の検討が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 支給方法などを見直しを行いながら、今後も継続して実施していきます。</p>	子育て支援課

事業名	具体的な内容	担当課
子育て応援ごみ袋支給事業	<p>【現状及び課題】 乳幼児の紙おむつなどを処理するために必要な20ℓの指定ごみ袋を月5枚、出生から満2歳になるまでの前月までの間、現物で支給しています。 ごみ袋の容量や枚数への意見に対する検討を行う必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 支給方法などの見直しを行いながら、今後もごみ袋の現物支給を実施していきます。</p>	子育て支援課
子育てのための施設等利用給付負担金事業	<p>【現状及び課題】 認可外施設や一時預かり事業などを利用する保護者の負担軽減のため、保護者の就労や疾病など保育を必要とする事由に該当する世帯の子どもを対象に、利用者負担金の助成を行っています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も子育て支援の充実を図るため、利用者負担金を助成し、保護者の経済的負担の緩和や働きやすい環境を整えます。</p>	子育て支援課
保育所利用者負担金及び副食費一部助成事業	<p>【現状及び課題】 令和5年度より、利用者負担金（保育料・副食費）の完全無償化を実施し、保護者の経済的負担の緩和や子育てしやすい環境を整えています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も、子育て支援の充実を図るため、継続して保護者の経済的負担の緩和や働きやすい環境を整えます。</p>	子育て支援課
育英資金の基金貸付及び給付事業	<p>【現状及び課題】 就学を支援するため、児童生徒及び保護者に対し、育英資金の貸付及び給付を実施しています。 当事業利用者数の向上に向けて、対象者などに対する周知方法や町ホームページを活用した町外への情報発信などについて検討が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き、就学を支援するため、児童生徒及び保護者に対し、育英資金の貸付及び給付を実施します。</p>	教育推進課
洞爺湖町就学援助制度	<p>【現状及び課題】 町内小中学校等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担軽減に努めています。 就学援助制度の周知方法や申請様式、就学援助システムの需要額設定見直しが必要です。</p> <p>【今後の方向性】 児童及び生徒の保護者の経済的負担を緩和するため、必要な経費の一部を負担し、義務教育学習の円滑化を図ります。</p>	教育推進課

事業名	具体的な内容	担当課
洞爺湖町中学校制服費等購入費助成	<p>【現状及び課題】 町立中学校へ入学する際の保護者の経済的負担を軽減するため、学生服やジャージなどの購入費の一部を助成しています。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き制服等購入費の助成を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図っていきます。</p>	教育推進課
洞爺地区等高校生通学費等助成事業	<p>【現状及び課題】 町内に在住する高校生を対象に、保護者の経済的負担の軽減や生徒の就学の機会を図るため、近隣市町の高等学校への通学費又は下宿などに係る費用の助成を行っています。 また、補助金の申請及び支払いの簡素化することが必要です。</p> <p>【今後の方向性】 今後も町全体の高校生の通学費及び通学などに係る支援を継続します。</p>	教育推進課
こども子育て応援住宅	<p>【現状及び課題】 満18歳以下のこどもを持つ世帯で、住宅に困窮する度合いの高い世帯から入居者を選考します。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き、子育て世代の定住を促進するため、適正な維持管理を進めていきます。</p>	建設課
児童手当支給事業	<p>【現状及び課題】 対象児童に対して、18歳に達した年度末まで支給しています。（児童区分に応じて10,000円・15,000円・30,000円を支給）</p> <p>【今後の方向性】 今後も児童を養育する家庭の生活の安定や児童の健全育成を図るため継続して実施していきます。</p>	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	<p>【現状及び課題】 母子、父子家庭及び寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、就学資金や就学支度資金などを貸し付けます。</p> <p>【今後の方向性】 母子、父子家庭、及び寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、広く周知活動を行っていきます。</p>	子育て支援課
母子寡婦福祉連絡協議会事業の周知と情報発信	<p>【現状及び課題】 母子家庭世帯における仲間づくり及び北海道母子寡婦福祉連合会や民間事業所における給付型奨学金制度、母子寡婦福祉連絡協議会独自の入学祝い金制度など、母子寡婦福祉連絡協議会と連携のもと、ひとり親世帯に対する情報を町ホームページや広報紙などによりお知らせしています。</p> <p>【今後の方向性】 母子・父子家庭世帯などの方が利活用していけるように、今後も継続的に情報発信していきます。</p>	子育て支援課

事業名	具体的な内容	担当課
生活保護	<p>【現状及び課題】 自立を助長することを目的に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、困窮の程度に応じて必要な保護を行っています。 北海道と連携のもと、相談から申請書作成に係る支援など、適切に支援しています。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き、困窮の程度に応じて必要な保護を行います。</p>	健康福祉課
ひとり親家庭等就業支援事業	<p>【現状及び課題】 ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携のもと、母子家庭等の社会的自立支援や仕事に関する相談、就労先の情報提供など、就業全般について支援しています。 また、ひとり親家庭等向けの支援について通知文を送付するなど情報提供も行っています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も継続して相談会や、情報提供を行っていきます。</p>	子育て支援課

第5章 量の見込み及び確保方策

1 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、そのほかの社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定し、当該区域ごとに需要の指標となる量の見込みやその確保方策を定めることとされています。

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(2) 認定の区分

子ども・子育て支援法では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1)保育を必要とする事由(保護者の就労・疾病など)、(2)保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の2区分)、(3)「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(3) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

① 1号認定

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	26	25	23	19	16
確保方策(幼稚園)②※	80	80	80	80	80
②-①	54	55	57	61	64

※2号認定【教育を希望】の確保方策(幼稚園)と合算した値

② 2号認定【教育を希望】

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保方策(幼稚園)②※	80	80	80	80	80
②-①	80	80	80	80	80

※1号認定の確保方策(幼稚園)と合算した値

③ 2号認定【教育を希望以外】

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み①	80	80	75	65	51	
確保方策	保育所	177	177	114	114	114
	企業主導型保育施設 (地域枠)	3	3	3	3	3
	合計②	180	180	117	117	117
②-①	100	100	42	52	66	

④ 3号認定【0歳】

(単位：人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		4	4	4	3	3
確保 方 策	保育所	12	12	17	17	17
	企業主導型保育施設 (地域枠)	1	1	1	1	1
	合計②	13	13	18	18	18
②－①		9	9	14	15	15

⑤ 3号認定【1歳】

(単位：人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		20	14	13	13	12
確保 方 策	保育所	24	24	22	22	22
	企業主導型保育施設 (地域枠)	1	1	1	1	1
	合計②	25	25	23	23	23
②－①		5	11	10	10	11

⑥ 3号認定【2歳】

(単位：人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		15	16	12	12	11
確保 方 策	保育所	36	36	22	22	22
	企業主導型保育施設 (地域枠)	1	1	1	1	1
	合計②	37	37	23	23	23
②－①		22	21	11	11	12

【今後の方向性】

量の見込みと確保方策を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、量の見込み以上の確保方策を確保できていることから、確保方策での対応が可能です。

2 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼児期における教育・保育の一体的な提供が可能であるほか、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。

本町には、現在認定こども園はありませんが、今後、新たに認定こども園への移行等の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 教育・保育の質の向上と小学校との連携の推進

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するために、乳幼児期から児童期の教育・保育に携わる職員に対して、研修等を実施します。

また、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、こども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を推進します。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

(単位：か所)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実施箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	実施箇所数	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

令和3年度に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、引き続き、子育て世帯や妊産婦の相談や情報提供を行っていきます。

こども家庭センターを令和8年度より開設するための協議を行います。

また、同年度より、重層的体制整備支援事業に組み込まれる予定のため、より一層地域とのつながりや関係機関との連絡調整に努めていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

本町においては、保育所等入所前の幼児及びその保護者を対象に、保育所の開放事業や親子ふれあい遊び事業、子育てセミナーの実施、子育てサークルへの支援を行っています。

(単位：人/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	134	122	103	98	93
確保方策	延べ利用者数	297	297	297	297	297

【今後の方向性】

今後も全ての利用者に対して、悩み相談や親子同士の交流・育児等の知識の向上のため外部専門家の活用等に努めていきます。

また、保育所の環境改善の検討とあわせ、総合的な子育て支援を実施することで、利用者の希望に応じた支援体制を確保します。

(3) 一時預かり事業

■ 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、預かり保育の希望のあった在園児を、幼稚園の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

(単位：人/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	852	808	733	637	585
確保方策	延べ利用者数	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015

【今後の方向性】

共働き世帯が増えている中、子育てをしている保護者の利用希望に添えるよう、柔軟な預かり体制を検討するとともに、利用しやすい環境づくりに努めていきます。

■ 特定教育・保育施設を利用していないこどもの預かり（一般型）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難となった乳幼児や親のリフレッシュなどで、保育所等で一時的に預かる事業です。

(単位：人/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	489	455	403	362	336
確保方策	延べ利用者数	1,740	1,740	1,305	1,305	1,305

【今後の方向性】

引き続き、子育てをしている保護者が一時的に家庭で保育することが困難な乳幼児について、一時的な預かりを実施するとともに、利用しやすい環境づくりに努めていきます。

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

(単位：人/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	117	105	106	106	99
確保方策	延べ利用者数	0	0	106	106	99

【今後の方向性】

本事業は、令和9年度より実施する予定ですが、できるだけ早期に実施できるよう準備を進めるとともに、実施までの代替事業の検討を行います。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等に委託し、児童を保護することで、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

(単位：人/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	63	58	52	46	43
確保方策	延べ利用者数	0	0	0	0	43

【今後の方向性】

本事業は、令和11年度より実施予定です。

利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

(6) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び標準時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。(標準時間：7時30分～18時30分)

(単位：人/月)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	40	37	33	30	28
確保方策	延べ利用者数	0	0	125	125	125

【今後の方向性】

本事業は、現在本町では実施していないものの、ニーズ調査による利用の希望がみられます。

令和9年度の保育所統合により、送迎時間が長くなる方がいることも想定されるため、統合後のニーズや状況を勘案し、必要に応じ、事業実施に向けて準備を進めます。

(7) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

(単位：人/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	72	72	72	72	72
確保方策	延べ利用者数	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本事業は、現在本町では実施していないものの、ニーズ調査による利用の希望がみられます。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の活用も含め、必要に応じた検討を行います。

(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

(単位：人/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	実 利 用 人 数	1年生	12	11	13	11	9
		2年生	15	15	14	16	14
		3年生	21	15	15	14	16
		4年生	9	14	10	10	9
		5年生	9	7	10	7	7
		6年生	3	4	3	5	3
		全体	69	66	65	63	58
確保方策	定員数	80	80	80	80	80	

【今後の方向性】

本町においては、昼間保護者のいない、主に小学校低学年児童の保護育成のために、「風っ子」、「洞爺湖クラブ」、「とうや児童クラブ」で実施しています。

よりよい保育環境を提供できるよう、保護者向けのアンケートを実施するなど、課題改善に向けた取組を行います。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

(単位：人/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ訪問件数	18	17	16	15	14
確保方策	延べ訪問件数	18	17	16	15	14
	実施体制	5	5	5	5	5

【今後の方向性】

本町の保健師により、対象乳児のいる家庭への全戸訪問を継続して実施します。

(10) 養育支援訪問事業

特に支援を必要とする家庭を保健師が訪問し、養育に関する助言等の支援を行う事業です。

(単位：人/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ訪問件数	9	9	9	9	9
確保方策	延べ訪問件数	9	9	9	9	9
	実施体制	5	5	5	5	5

【今後の方向性】

本町の保健師により、対象乳幼児等のいる家庭への訪問を継続して実施します。

(11) 妊産婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：人/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ受診者数	21	20	19	18	17
確保方策	延べ受診者数	21	20	19	18	17

【今後の方向性】

本町においては、健診を受診しやすくするために、妊娠期間中の健診回数である14回分の健診助成券と6回分の超音波検査助成券、出産後2回の健診助成券、歯科健診助成券を発行しています。

また、アンケートと面談により、妊娠中～出産後まで健康に過ごせるように支援しています。

引き続き、妊産婦健診の助成と面談を実施し、必要に応じてアンケートの内容や実施方法を検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

本事業は、現在本町では実施していないものの、必要に応じて実施に向けた検討を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

本事業は、現在本町では実施していません。

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

【今後の方向性】

本事業は、現在本町では実施していないものの、必要に応じて実施に向けた検討を行います。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える児童等に、居場所となる場所を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

【今後の方向性】

本事業は、現在本町では実施していないものの、必要に応じて実施に向けた検討を行います。

(16) 親子関係形成支援事業

児童及びその保護者に対し、親子間の適切な関係性が構築されるよう、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

(単位：人/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実利用者数	1	1	1	1	1
確保方策	実利用者数	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

令和7年度より、親子の関係性やこどもとの関わり方等に不安を抱えている保護者に対して、こどもとの関わり方や子育ての悩み、不安を解消するための支援体制を確保します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時・妊娠8か月頃・乳児家庭全戸訪問時にアンケートに基づき面談を実施し、情報提供や相談等の伴走型支援を行う事業です。

(単位：回/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	18	17	16	15	14
	面談回数/組	3	3	3	3	3
確保方策	延べ面談回数	54	51	48	45	42

【今後の方向性】

妊産婦等に対する定期的な面談を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

(18) 産後ケア事業

産後1年未満母子を対象に、助産院で利用できる利用券を最大12回分発行し、心身のケアや育児のサポート等を実施する事業です。

(単位：人/年)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	29	27	26	24	23
確保方策	延べ利用者数	29	27	26	24	23

【今後の方向性】

出産後の母親を身体的・精神的にサポートすることで、安心して産み育てられるよう、今後も利用しやすい内容の充実に努めます。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、現行の教育・保育給付に加え、全ての子育て世帯において、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けること、および孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減することを目的に、保育所などに通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象とした、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟な利用が可能な「こども誰でも通園制度」が新たに創設され、令和8年度から給付化されます。

市町村は、教育・保育給付と同様に、子ども・子育て支援事業計画において、乳児等通園支援に係る「量の見込み」と「確保方策」を定める必要があることから、本町においても、次のとおり設定することとします。

(単位：人/日)

項 目			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	延べ利用人数	1	1	1	1	1
	確保方策	延べ利用人数	0	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	延べ利用人数	1	1	1	1	1
	確保方策	延べ利用人数	0	1	1	1	1
2歳児	量の見込み	延べ利用人数	1	1	1	1	1
	確保方策	延べ利用人数	0	1	1	1	1

【今後の方向性】

令和8年度以降の実施を見越して、量の見込みに対応した定員を確保することを基本とし、実際の保護者ニーズに応じた提供体制の確保に努めることとします。

なお、提供方法については、乳児等通園支援事業を実施する町内の各教育・保育施設において、職員体制などを勘案して設定するものとします。

※当該事業は、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体でこどもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、北海道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

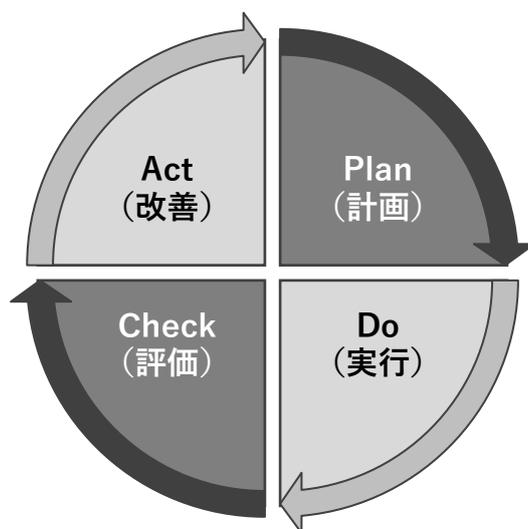
2 関係機関との連携

本計画の推進に当たっては、こどもや子育て世帯のニーズに応じていくため、必要なサービスや支援の質の向上の実現を目指していきます。

このため、町内の関係機関と連携し、切れ目なく横断的な施策に取り組むとともに、こども、子育て世帯、認定こども園・保育所・幼稚園などのこども・子育て支援事業者、学校、各種団体、町民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

3 計画の達成状況の点検・評価・見直し

計画策定後も、計画の実施状況の進行管理や評価について、自己評価のみならず外部評価を取り入れるなど評価体制の見直しを行いながら、PDCAサイクルの流れに沿い、「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」で継続的に審議を行います。



資料編

1 洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関する計画（以下「支援事業計画」という。）の策定及び推進を図るため、洞爺湖町子ども・子育て支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織運営等について必要な事項を定めるものとする。

(平 28 訓令 4 ・ 一部改正)

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 支援事業計画の立案に関すること。
- (2) 支援事業計画の進捗状況の管理に関すること。
- (3) その他支援事業計画及び進捗管理に必要と認められること。

(平 28 訓令 4 ・ 一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者から町長が委嘱する委員9人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 28 訓令 4 ・ 一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は資料の提供を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に洞爺湖町子ども・子育て支援計画専門部会（以下「専門部会」という。）を設置することができる。

2 専門部会は、支援事業計画に係る専門的な事項を調査研究する。

3 専門部会の委員は、支援事業計画の内容に関する事項にかかわる洞爺湖町職員及び洞爺湖町教育委員会職員で構成する。

4 専門部会は、調査研究、審議の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(令 5 訓令 25 ・ 一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(招集の特例)
- 2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。
附 則 (平成 28 年 2 月 16 日訓令第 4 号)
この訓令は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
附 則 (令和 5 年 9 月 23 日訓令第 25 号)
この訓令は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

2 洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

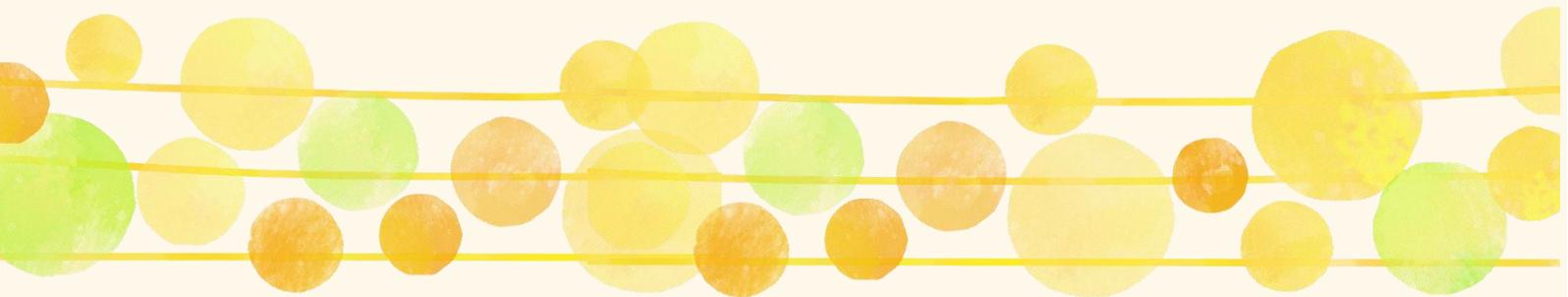
(敬称略)

	構成団体	氏名	備考
1	洞爺湖町校長会	柴田 曆章	【委員長】 洞爺湖温泉小学校校長
2	洞爺湖町社会福祉協議会	川上 由起子	評議員
3	洞爺湖町民生委員児童委員協議会	佐藤 正記	主任児童委員
4	洞爺湖町PTA連合会	寺嶋 政明	会長
5	洞爺湖町保育所	阿部 真奈美	桜ヶ丘保育所 副所長
6	とうやこ幼稚園	小倉 克彦	【副委員長】 とうやこ幼稚園 園長
7	公募委員	中川 志保	
8	公募委員	五十嵐 綾	
9	公募委員	國井 美晃	

任期 : 令和6年6月1日 ~ 令和8年5月31日

3 会議の策定経過

年	月 日	会議名等	内 容
令和5年	6.29	令和5年度第1回洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○委員長・副委員長選出 ○第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画に係る進捗状況等について
令和6年	3.18	令和5年度第2回洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画に係る進捗状況等について ○第3期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画に係るスケジュールについて
	6.27	令和6年度第1回洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○委員長・副委員長選出 ○第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画に係る進捗状況について ○第3期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定について <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール ・アンケート（案）
	10.29	令和6年度第2回洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画に係る施策状況について ○第3期子ども・子育て支援事業計画について <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果 ・骨子案
	12.19	令和6年度第3回洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○第3期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画素案及び量の見込みについて
令和7年	1.23	令和6年度第4回洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○第3期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画素案について ○パブリックコメントの実施について



令和7年3月

洞爺湖町総務部子育て支援課

〒049-5604 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 63 番地 1

電話 0142 (82) 7100

fax 0142 (76) 1877